2018 年度 年次報告

目次

はじめに1
設立記念講演会 概要報告 3
役員一覧······5
理事会報告7
評議員会報告19
委員会報告 25
評価委員会 ·······25
評価基準検討委員会 27
評価員研修委員28
総務・渉外委員会29
財務委員会30
広報委員会······31
基本原則・会員規程33
3月 23日 JANPU 会員校向け説明会47
決算報告 63
事務職員雇用、事務所開設について77
2019 年度入会のご案内79



一般財団法人 日本看護学教育評価機構

JABNE: Japan Accreditation Board for Nursing Education

はじめに

日本看護学教育評価機構は、2018 年 10 月 15 日、設立者である一般社団法人日本看護系大学協議会(JANPU)による 3 千万円の拠出を受け、一般財団法人として発足した。

本機構の目的は、「日本の大学における看護学教育の質を保証するために、看護学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通して、 国民の保健医療福祉に貢献すること」(定款第3条)である。

発足年である 2018 年度の報告書作成にあたり、改めて機構設置に至った背景を高等教育の動向、医療専門職教育分野の取り組み、看護学教育の高等教育化、JANPU の種々の取り組みの歴史から確認しておきたい。

法制化により大学の機関別評価は義務化され、2004年からすべての大学が7年に1回以上、第三者認証機関を受審し認証評価を受けるようになった。機関別評価の認証を受けることは基本であるという認識は広く大学間に共有されてきた。しかし、教育の質を保証するには、機関別評価だけでは十分ではないことが間を置かず指摘されるようになった。教育プログラムに焦点をおく評価、分野別評価の重要性が確認されてきたのである。

2008 年中央教育審議会答申において、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の3方針(3P)の明確化という主たる柱に加えて、分野別質保証に向けた枠組み作りが挙げられた。日本学術会議はこの審議依頼に応えて、2010 年「大学教育の分野別質保証の在り方について」を提出し、これを受けて各学問分野は「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」を公表してきた。

医療専門職教育の分野では分野別評価への取り組みは、比較的早くから行われており、その理由や必然性は異なるものの、それぞれ施行評価を経て薬学教育では 2013 年、医学教育では 2017 年から本評価を開始している。また、専門職大学院における教育を始めたことに伴い、助産学分野でも 2008 年から評価機構を設置し、評価を開始している。

JANPU における検討は他分野に比べても早期から行われており、2002 年海外の情報収集及び評価基準の検討が開始され、2007 年~11 年には文部科学省委託事業を受け、3 回にわたり8校の試行評価を実施している。JANPU が分野別評価に着目した背景には、看護学の急速な高等教育化がある。1992 年「看護師等の人材確保の促進に関する法律」施行を契機に11校時代が続いていた看護系大学は、急速に数を増し2019年4月現在、274大学、287課程(省庁大学校2校、2課程を含む)を数えるに至っている。二十数年間に25倍になるという驚異的な数字である。これは、喜ぶべきことであると同時に、教員の不足や流動化を招くなどの危機感をもたらした。学ぶ学生たちも一握りの選ばれた学生ではなくなり、1学年定員の増加と相まっていわば大衆化してきた感がある。もうひとつの背景要因は、大学における看護学教育の位置づけの多様さである。看護学教育プログラムは、単科大学、学部、学科、さらには専攻といったさまざまなレベル、位置づけで設置され行われている。これは、

同じ医療専門職教育でも医学や薬学にはない看護学独特の状況である。この複雑さは意思 決定や権限、教員の数・配置など、看護学教育のいろいろな面に影響を及ぼしている。機関 別評価においてどの程度看護学教育の内容が取り上げられるか、実質的評価を受けられる かもこの位置づけによって大きく異なる。単科大学では看護学教育プログラムの評価が受 けられる実感があるが、総合大学の学科以下の位置づけでは自己点検評価の段階からしば しば関与が限定される。分野別評価が待たれる大きな理由である。看護学教育プログラムの 実施主体の多様さ、複雑さは分野別評価の受け入れに対する温度差を生み出している。

このような温度差があるなかでも、JANPUにおける検討や試行評価の報告会等を経て徐々に分野別評価の意義や内容について理解が進み、2015年 JANPU総会において機構の設置と3000万円の拠出が承認され、設立準備委員会を経て、2018年10月設立に至ったのは冒頭述べたとおりである。折しも、看護学教育の質保証にかかわる指針が次々に公表されていた。まず、日本学術会議から「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準(看護学分野)が2017年9月に次いで文部科学省大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会から「看護学教育モデル・コア・カリキュラム〜『学士課程においてコアとなる看護実践能力』の修得を目指した学修目標」が同年10月に公表された。翌年にあたる2018年6月JANPUは「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を7年ぶりに改定し公表した。各大学はこれらをカリキュラム編成に際して参考資料として活用することができ、またそれが期待されている。

日本の3大学に1校、看護学教育プログラムをもつ大学があり、卒業生の数も2万人を超え看護学士が新卒看護師の半数を占めるようになるのもそう遠いことではない時代を迎えている。看護系大学には国民の健康や福祉に貢献する看護専門職の人材育成を担う責務がある。それだけではなく大学教育としての魅力が備わっているかも求められよう。学生が知の発見や創造に加わっている実感をもてる(菱沼:看護学教育カリキュラム、その制度の理解について、JANPU 看護学士課程教育の質を高めるカリキュラム開発に関する研修会、2017)大学あるいはその教育プログラムを目指して、分野別評価を質保証の機会として積極的に活用する機運を高めていきたい。

本機構は小さな1歩を踏み出したばかりであるが、理事監事、委員会委員、職員、みな等しく、力強い歩みに変えていく意気込みを共有している。引き続き支援をいただいている出資者である JANPU の方々への感謝を述べて終えることにしたい。

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 代表理事 高田早苗

設立記念講演会 概要報告

11月5日(月)13時~16時45分には、文部科学省高等教育局医学教育課・企画官 荒木裕人氏、米国のCommission on Collegiate Nursing Education (CCNE)の専務理事 Dr. Jennifer Butlin を招聘し、設立記念講演会を開催した。日本看護系大学協議会会員校から300名以上の参加があり、熱心に耳を傾けた。以下にプログラム概要を示す。

- 一般社団法人日本看護系大学協議会 上泉和子代表理事あいさつ
- ・「高等教育における医療人養成について」

文部科学省 企画官 荒木裕人氏

•「米国での看護学教育評価と成果、これからの米国や世界の看護学教育の未来像について」

CCNE 專務理事 Dr. Jennifer Butlin

・本機構について JABNE 代表理事 高田 早苗

設立記念講演会のプログラムを撮影をし、YouTube からの WEB 視聴を公開した。

なお、11 月 6 日(火)10 時~12 時 Dr. Jennifer Butlin との意見交換会をもち、本機構理事、評議員 14 名が参加し、活発な質疑応答がなされた。

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 評議員・役員一覧(敬称略)

役職 氏名 所属 備考

評議員	大島弓子	豊橋創造大学	日本私立看護系大学協会会長
評議員	片田範子	関西医科大学	日本看護系学会協議会会長
評議員	上泉和子	青森県立保健大学	日本看護系大学協議会代表理事
評議員	川本利恵子	公益社団法人 日本看護協会	日本看護協会常任理事
評議員	堀内成子	聖路加国際大学大学院	日本助産評価機構理事長
評議員	正木治恵	千葉大学	有識者
評議員	南裕子	高知県立大学	有識者

役職 氏名 所属 担当業務 備考

代表理事	高田早苗	日本赤十字看護大学	●企画運営部会	関東ブロック
理事	大日向輝美	札幌医科大学	◎異議審査委員会	北海道ブロック
理事	武田利明	岩手県立大学	○評価委員会	東北ブロック
業務執行理事	井上智子	国立看護大学校	◎評価委員会	関東ブロック
理事	北川眞理子	金城学院大学	◎評価員研修委員会	中部ブロック
業務執行理事	菱沼典子	三重県立看護大学	◎評価基準検討委員会	関西・近畿ブロック
理事	秋元典子	甲南女子大学	〇評価基準検討委員会 	関西・近畿ブロック
理事	原祥子	島根大学	○評価員研修委員会	中国・四国ブロック
理事	岸田佐智	徳島大学大学院	評価基準検討委員会	中国・四国ブロック
理事	尾形由起子	福岡県立大学	評価委員会	九州・沖縄ブロック
理事	石井邦子	千葉県立保健医療大学	◎財務委員会	関東ブロック
理事	小山田恭子	聖路加国際大学大学院	◎総務・渉外委員会	関東ブロック
理事	佐々木幾美	日本赤十字看護大学	◎広報委員会	関東ブロック
監事	石垣和子	石川県立看護大学		
監事	鈴木志津枝	神戸市看護大学		

注) ●部会長、◎委員長、○副委員長

2018 年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構(JABNE)第1回理事会議事録

日時: 2018 年 11 月 5 日 (月) 17:30~18:50 **場所**: 日本赤十字看護大学 第 2 会議室

出席者: 高田早苗、大日向輝美、武田利明、井上智子、北川眞理子、菱沼典子、秋元典子、岸田佐智、

尾形由起子、鈴木志津枝(敬称略)

欠席者:原祥子、石垣和子(敬称略)

議長:高田早苗(代表理事)

JANPU 事務局:潮、川口、田中

I. 開会

高田代表理事より開会の挨拶があった。全理事 10 名のうち、出席 9 名により定款第43条に基づき理事会が成立することが確認された。

Ⅱ. 議長選出

定款第42条により、議長は代表理事の高田早苗、記録は JANPU 事務局の潮で行われた。

Ⅲ. 議事録署名人

定款第47条により、代表理事の高田早苗、出席監事の鈴木志津枝とした。

Ⅳ. 議題

1. 理事・監事の紹介

冊子:「看護学教育評価システム」31 ページ

冊子「看護学教育評価システム」をもとに、出席理事・監事の自己紹介がなされた。 (敬称略)

・代表理事 高田早苗 日本赤十字看護大学 関東ブロック

・理事大日向輝美札幌医科大学北海道ブロック(ブロック順)武田利明岩手県立大学東北ブロック井上智子国立看護大学校関東ブロック

北川眞理子 人間環境大学大学院 中部ブロック 菱沼典子 三重県立看護大学 関西・近畿ブロック

 変石典子
 二重宗立有護八子
 関西・近畿ブロック

 秋元典子
 甲南女子大学
 関西・近畿ブロック

 原祥子(欠席)
 島根大学
 中国・四国ブロック

 岸田佐智
 徳島大学
 中国・四国ブロック

 尾形由起子
 福岡県立大学
 九州・沖縄ブロック

鈴木志津枝 神戸市看護大学

2. 定款の確認

冊子: 「看護学教育評価システム」15ページ

高田代表理事より当日の設立記念講演会で配布した冊子「看護学教育評価システム」に掲載している 定款(15~27ページ)について次のような説明がなされた。

- 1) 第2章 第4条 目的及び事業について
 - (1) 看護学教育プログラムの評価事業⇒本機構の事業の柱
 - (2) 看護学教育プログラムの評価基準の作成及び改定

⇒機構設立準備委員会で、原案を作成中でありその内容の若干の修正が必要となる。 その他に第4条は(3) \sim (7) があり、当面は上記(1) と(2) がメインの事業となる。

- 2) 第4章 評議員、第5章 評議員会について
 - ・評議員の定数(第13条)6名以上9名以内。
 - ・評議員会の構成と権限は第18条の通り。
 - ・評議員会の開催は年1回(第19条)。

その他、評議員と評議員会の詳細については、定款の第4章と第5章を参照されたい。

- 3) 第6章 役員について
 - ・理事の定数(第29条)は9名以上13名以内、監事は2名以上3名以内
 - ⇒本機構設立時は理事10名、監事2名、評議員7名で登記したこと、また、今後必要に応じて理事・監事、評議員を増員して設置できることを確認した。
 - ・選任方法(第30条)と理事の職務と権限(第31条)の内容を確認する。 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
 - ・役員の任期(第33条)は、1期2年とし連続して3期を超えないとする。 ⇒役員(理事、監事)は、 1期2年×3期(最長6年)とする。
 - ⇒【参考】評議員の任期(第16条) 1期4年×2期(最長8年)とする。
 - ・役員の欠員(役員の定数に足りなくなる時)

例えばある事情で任期途中の辞任によって欠員が生じた場合は、理事会で補欠者を選任し、新たに増員された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。JANPUの役員選挙での選出方法とは異なる。7つの各ブロックから少なくても1名以上は選出する。ブロックの考え方などの主旨については定款には定義していないが、基本的なルールについて守っていきたい。

- 4) 第7章 理事会について
 - ・理事会は3か月に1回以上=年に4回の開催とする(第40条)。
 - ・理事会は代表理事(=理事長)からの招集とするが、理事からの招集もあり得る(第41条)。
 - ・職務および権限については、一般社団法人のそれと特に変わるものではない。
- 3. 理事・監事の役割について

冊子:「看護学教育評価システム」32ページ

冊子「看護学教育評価システム」32ページに掲載している組織図と各役割をもとに、高田代表理事よ

り各部会と委員会の活動内容と、各理事は1つの委員会または部会を所掌してもらいたい旨の説明がな された。

理事と委員長を兼任するやり方と、理事とは別に委員長を立てる2通りが考えられる。また、機構の 設立準備委員会委員は2016年より3年間準備活動をしており内容を熟知しかつ即戦力になるので、準 備委員の先生方に委員長や委員を引き続き依頼することも可能である。

菱沼理事より、次の内容について補足説明がなされた。

■広報委員会

- ・ホームページの立ち上げと運営や JANPU 会員校に向けての広報活動となる。
- ・委員の候補者として、機構設立準備委員の中山栄純先生(北里大学)が挙げられる。
- ・ホームページはサーバーや委託業者が関与するので JABNE/JANPU 事務局も大きく関わる。

■財務委員会

- ・寄付依頼、賛助会員の入会依頼
 - ⇒井上先生 (JANPU ならびに JABNE 理事)、岡谷先生 (JANPU 常任理事) が企業への挨拶回りを行っている。
- ・JABNE活動に関する予算立てが必要。その意味で本委員会は「委員会」なのか? (管理部門ではないのか) といった意見もあった。

1)機構設立準備委員会委員について

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	石橋みゆき	千葉大学	評価基準作成担当、認定マーク
2	太田喜久子	日本赤十字看護大学	評価基準作成担当
3	岡谷恵子	JANPU 常任理事	規程類作成
4	小山田恭子	聖路加国際大学	評価基準作成担当
5	中山栄純	北里大学	評価ハンドブック作成、ホームページ
6	西田朋子	日本赤十字看護大学	評価ハンドブック作成、書記
7	三浦友理子	聖路加国際大学	評価ハンドブック作成、書記
8	石井邦子	千葉県立保健医療大学	JANPU 総務理事、文科省看護専門官経験者
9	川本利恵子	日本看護協会理事	JABNE 評議員
10	高田早苗	日本赤十字看護大学	機構設立準備委員会委員長、JABNE 代表理事
11	菱沼典子	三重県立看護大学	評価基準作成担当、JABNE 理事
12	井上智子	国立看護大学校	評価委員会、JANPU と JABNE の理事
13	北川眞理子	人間環境大学	評価者研修担当、JABNE 理事
14	上泉和子	青森県立保健大学	JANPU 代表理事、JABNE 評議員

2) JABNE 事業の柱となる3部門について

機構設立準備委員会での担当は次の通り。

①評価委員会 (機構設立準備委員会の担当者である井上先生に委員長を依頼する)

- ②評価基準検討委員会(菱沼先生、同上)
- ③評価者研修委員会(北川先生、同上)

理事より次の意見が出された。

<意見>

- ・評価チームには評価委員会の委員も所属するのか?
 - ←初期段階では評価委員会の委員が評価チームを兼ねる可能性はあるが、今後毎年評価者研修をして 評価できる人材を養成することになる。
- ・機関別評価の経験者に評価チームや評価委員会に入ってもらうと助かる。経験者が、評価プロセス、 受審校とのやりとりに生かせる。
- ・評価者研修のよびかけに経験者に手上げしてもらう。
- ・専務理事をおかないと進んでいかない。専務理事が評価委員会を統括していくのが適任ではないか。
- ・評価者の位置づけとして、各ブロックの評価委員⇒その親委員会としてオーソライズ⇒さらに親部会 ⇒理事会にあげていく過程で同じ人が何度も評価するのは適切ではない。違うブロックの評価をオー ソライズしたほうがよい。
- ・評価委員会は理事会とは別に招集して活動していく。沢山の先生方に評価委員会に入ってほしい。
- ・現理事9名(代表理事除く)は、2つの部会に必ず入ったほうがよいのか?
- ・所掌委員長(理事)は置くが、委員は置かない委員会もある。(例:財務委員会)
- ・異議審査委員会は本評価が始まる3年後(あるいは2年後)の開催と見込んでいるのですぐの設置ではない。外枠(様式やスケジュールなど)を決める。実質・実働は先になる予定。
- ・準備状況として評価基準案はあるが、まだ資料やデータを提出してもう手順も決まっていない。 ハンドブックを作っていない(着手しているが形になっていない)。これらは評価委員会の仕事にな るのか?
 - ←評価委員会の下部のWG(ワーキンググループ=作業部隊)で作成するのが現実的である。
- ・当面重要なのは先述の「評価委員会」、「評価基準検討委員会」、「評価者研修委員会」の3つの委員会のため、この3つに9名の理事を複数人配置してはどうか。
- ・広報委員会も重要だが、JABNE/JANPU 事務局が中心になって遂行してもらう。
- ・未経験(これまでの準備段階で携わっていない)の理事たちにも情報を共有してもらう。
- ・作業そのものは別に組織化する。作業を進める。理事会でオーソライズする。
- ・財務や総務は指名理事に依頼・分掌してもらう。
- ・問題となるのが"原則"である。

会員校の考え方、JANPU 会員校、JABNE 会員校、左記以外の所属(どこの所属)でもいいのか。

・評価者研修委員会、機関別評価の経験者に人選を任せてはどうか。

<委員会分掌に関する決定事項>

■①評価委員会:井上先生、武田先生、尾形先生

専務理事を置くまでの間、理事はブロック別でもあるのでなるべく評価委員会に入って頂きたい。 ⇒大きな枠組み、道筋を構築する。

■②評価基準検討委員会:菱沼先生、秋元先生、岸田先生

評価基準、評価実施要項、評価手続き等の原案作成**⇒急ぎの検討事案を取扱う**。

■③評価者研修委員会:北川先生、大日向先生、原先生

外枠(全体的枠組み、お膳立て、7ブロックをどのように定義して運営するか、研修スケジュール、 人選:経験者の確保や公募方法などメーリングリスト、会場の確保をどのようにするか、時間配分等) を決める。研修会の内容については上記①評価委員会と②評価基準検討委員会で決定した内容次第と なる。

4. 予算案の説明(今後5年間の予算案)

別配布資料

機構の支援・協力依頼として4~9月に挨拶回りをした機関に向けて作成・配布したJABNE 今後5年間の予算案資料についてJANPU事務局の潮より次の内容が説明された。

- 1) 前提:会費10万円、受審料150万円
- 2) 会員数について: 2019 年度から会員募集。初年度170校から毎年10校ずつ増加すると仮定。
- 3) 予算案の見方
 - ①各科目に関する補足情報は「備考」欄を参照されたい。
 - ②上部が収入の部
 - ③支出の部は「1.事業費:会議・委員会関連と広報、評価管理システム」、「2、評価事業費」、「3. 管理費」から構成される。
 - ④表の一番下の行が収支差額となり、年度末に手元に残る正味財産期末残高となる。
- 4) 今後5年間の予算案の概要について
 - ①2018年度(今年度)

収入源は JANPU より出資された 3,000 万円のみ。主な活動としては 2 回の説明会、理事会、評議員会

②2019年度(1年後)

会員募集開始、評価者研修会開始。JABNE 専任の事務員採用予定。

③2020年度(2年後)

試行評価(各ブロック1校=7校)実施のため、本評価の半額×7校分の審査料収入あり。 年度末に手元に残る正味財産期末残高が約511万円となる。

④2021年度(3年後)

本評価(10校程度)実施初年度となる。本評価の10校分の審査料収入あり。

年度末に手元に残る正味財産期末残高が約580万円となる。

- ※財団法人は正味財産期末残高が2期連続して300万円を下回ると自動解散となるため、2020年度と 2021年度の収支バランスは要注意となる。
- ⑤2022 年度 (4年後)

本格的な本評価 (1 ブロック 3 校=計 21 校と仮定) 開始。本評価の 21 校分の審査料収入あり。 年度末に手元に残る正味財産期末残高が約 2,000 万円となる。

- 6) その他、意見
- ・賛助会員と寄付、医学書院の協力で、教育教材会社約30数社に声がけする予定。

- ・一度きりの寄付よりも継続的・定期的な収入となるように賛助会員への呼びかけが必要ではないか。
- ・支出、管理費、人件費=専任事務の採用が最優先、仕事を理解して尽力してほしい。
- ⇒来年度は独立したといえるように持っていきたい。
- ⇒専務理事、事務員報酬の予算は、今後5年間については潤沢ではない。 理事長報酬はゼロとする。
- ・大学基準協会や学位授与機構からの話では、事務局体制によって評価体制の質が決まる。その意味で 事務局体制が重要になる。

■次回日程

1) **第2回 JANBE** 理事会

日時:2月8日(金)10-12時(場合によっては12時30分まで) 場所:〒101-0047 東京都千代田内神田2-11-5大澤ビル6階

2) 一般財団法人 日本看護学教育評価機構説明会

日時:3月23日(土)10-11時(予定)

場所:〒101-8439 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内 一橋講堂

以上で平成30年度第1回理事会が18時50分に終了した。

2018 年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構(JABNE)第 2 回理事会議事録

開催日時:2019年2月8日(金)10:00~14:00

開催場所:日本看護学教育評価機構 神田事務所

出席者(理事会):高田早苗、大日向輝美、武田利明、井上智子、北川眞理子、菱沼典子、秋元典子、

原祥子、岸田佐智、尾形由起子、石垣和子、鈴木志津枝、

石井邦子 (10:10~)、佐々木幾美 (10:10~)、小山田恭子 (11:50~)

杉田由加里 (オブザーバー: 文部科学省 高等教育局医学教育課 看護教育専門官)、

岡谷恵子 (オブザーバー: JANPU 常任理事)

(敬称略)

JANPU/JANBE 事務局:潮、川口、田中

I. 開会

高田代表理事より開会の挨拶があった。全理事 10 名のうち、出席 10 名により定款第43条に基づき 理事会が成立することが確認された。

Ⅱ. 議長選出

定款第42条により、理事会議長は代表理事の高田早苗、記録は JABNE 事務局の潮で行われた。

Ⅲ. 議事録署名人

定款第47条により、代表理事の高田早苗、出席監事の石垣和子、鈴木志津枝とした。

IV. 議題

1. 評議員会開催決議(理事会決議事項)

臨時評議員会を開催することが承認された。

3. 理事候補者3名の承認(評議員会決議事項)

資料 1

資料1をもとに、高田代表理事より理事候補者3名の説明がなされた。

石井邦子先生(千葉県立保健医療大学 教授)、小山田恭子先生(聖路加国際大学 教授)、佐々木幾美 先生(日本赤十字看護大学 教授)の3名が理事として承認された。

4. 理事3名の紹介

高田代表理事より理事候補者3名が紹介された。

佐々木先生は登記は戸籍上の浅倉の名前とするが、登記に関わらない理事会の際には旧姓の佐々木の名前で記録することとする。またここから石井理事、佐々木理事が本理事会に出席することとなった。

5. 業務執行理事の承認(理事会決議事項)

井上智子理事、菱沼典子理事の2名が承認された。

6. 前回理事会議事録の承認

資料 2

11月中に理事・監事に配信した議事録等に、マーカー箇所(定款の条項番号や出欠の訂正、てにおはの見直し)の修正を行った旨を事務局より説明した。

<承認>

異議なく平成30年度第1回理事会議事録は承認された。

7. 定款の重要事項の確認 (組織体制、役割、役員と評議員の相互の関係性等)

冊子:「看護学教育評価システム」

高田代表理事より冊子「看護学教育評価システム」をもとに、定款の主な条項(任期、権限、その他) や本機構の組織について説明がなされた。また、事務局体制については、「現在は JANPU 事務局全員が兼 任しているが、JANPU 事務員(正職員1名、パート1名)を募集中であり、採用後は JANPU と JABNE の業 務を遂行しながら徐々に JABNE の専任事務員としてシフトしていければと考えている」と事務局より報 告があった。

また、理事ならびに評議員より下記のような意見が出された。

<意見>

- ・第4条(事業)に(1)から(7)まであるが、どこまでが評価事業に該当するのか?
 - ← (1) から (3) までが評価事業と言える。第4条の事業の位置付けはこれから固めていく予定である。

8. 評価事業基本原則案と企画運営基本原則案の説明と承認

資料 3-1、3-2

高田代表理事より資料 3-1 と 3-2 をもとに、本機構の評価事業基本原則案について説明がなされた。初期段階で各委員会レベルまで詳細に規則を作成してしまうと、規程内容と実際の活動とで整合性が取れなくなる可能性があるため、評価事業と企画運営事業について基本原則案を作成している。また、本日の理事会(評議員会)の時間制約上のため、説明は評価事業基本原則案のみととするが、企画運営事業については各自必ず目を通して、訂正・加筆を含めて意見等ある場合は代表理事・事務局に連絡することとなった。

資料の修正箇所は以下の通り。

<修正箇所>

- ①【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員
- ②【変更後○】評価員研修委員会 ← 【変更前×】評価者研修委員会 (冊子「看護学教育評価システム」の6ページの「評価推進委員会」)
- ③【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員

また、理事ならびに評議員より「評価事業基本原則案」について下記のような意見が出された。

<意見と確認>

- ①基本原則であるが、第1条の書き出しが「この規則」となっているが、これで適切か?
 - ←「この基本原則は」と修正する。

②第5条(審査)と第8条(不適合)ついて

審査を受ける側からすると、審査結果の「不適合」という表現は吟味した方が良いのではないか? ←評価基準に示されるので、基本原則内での表現は今後もう少し検討していきたい。

- ③第3条2 (評価の実施方法) について WEB 調査実施も予定していることを確認した。 実地調査は評価員の旅費その他の経費がかかるので、将来的には WEB 調査も検討していく。
- ④第35条(評価チーム)について

実務看護職者のイメージがつかめないが、具体的にはどういうことか?

- ←委員会でこれから詳細を詰めていく予定。米国の CCNE では評価チームの一員として「実務看護職者」を入れるのは一般的である。現状は「実務看護職者を含むことができるものとする」としており、含まないこともできる。詳細は決めていないが、将来的には実務看護職者が評価チームとして加わるようにしていきたい。
- ⑤評価事業基本原則案では評価が学部対象であるように読み取れるが、将来を見据えて大学院や短期 大学(日本私立看護系大学協会からの要望)も記載した方がいいのではないか。
 - ←今後検討していくこととなった。

<結論と承認>

上記の修正箇所と意見に対する代表理事ならびに各委員長からの説明を含めて、2つの基本原則案は理事会で承認された。

9. 各委員会委員長の承認

資料 4

資料4に基づいて、次の7つの委員会メンバーを確認して、各委員会の委員長の承認がなされた。 (敬称略)

- 1)総合評価部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)
 - ①評価委員会
 - ●委員長:井上智子理事

委員:武田利明理事、尾形由起子理事、三浦友理子(聖路加国際大学)、 内山孝子(日本赤十字看護大学)

- ②評価基準検討委員会
 - ●委員長:菱沼典子理事

委員: 秋元典子理事、岸田佐智理事、太田喜久子(日本赤十字看護大学)、石橋みゆき(千葉大学)

- ③評価員研修委員会
 - ●委員長:北川眞理子理事、

委員:原祥子理事

- ④異議審査委員会
 - ●委員長:大日向輝美理事
- 2) 企画運営部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)
 - ①総務·渉外委員会
 - ●委員長:小山田恭子理事

委員:岡谷恵子(JANPU常任理事)、

- ②財務委員会
 - ●委員長:石井邦子理事
- ③広報委員会

●委員長:佐々木幾美理事

委員:中山栄純(北里大学)

10. 今後のスケジュールと検討事項の確認

資料 5-1~5-4

高田代表理事より資料 5-1 について、2019 年 2 月(本日)から 2020 年度末(2021 年 3 月)までの評議員会、理事会、各委員会単位の業務内容とスケジュールについて示していると報告がなされた。また、資料 5-2 には評価員研修の進め方、試行評価と本評価の進め方と流れについて詳細に説明された。

<財務理事からの依頼>

各委員会の2019年度予算案(その裏づけとなる活動内容も)を3月中旬までに提出することとなった。

11. 定時評議員会の開催時期について

資料 6

- 1) 資料の訂正:資料6「事業年度終了後3カ月以内(4月~7月)」→【正】4月~6月
- 2) 2019 年 6 月 21 日(金)14 時~で決定した。 今後は基本的に 6 月の第 2 金曜日とする。

12. 入会と会費納入のプロセス、賛助会員の報告

資料 7-1~7-4

冊子「看護学教育評価システム」28~30ページならびに資料 7-1~7-4 をもとに、現状の会員規程案について説明がなされ、近々に JANPU 会員校に対して入会の案内、会費納入時期などについて具体的にどのようにすべきか理事会から意見を募った。

また、賛助会員として医学書院が既に入会(入会日は 2018 年 11 月 30 日 (金)、会費 30 万円)している との報告があった。

<意見と決定事項>

- ・【決定】正会員の入会案内は前年度の9月頃に送付。初年度(今年度)は2-3月に送付する。
- ・【決定】6月末までに会費支払い
- ・【決定】賛助会員には時期の縛りは決めない。
- ・退会した後審査に関して他言しない等、規定に盛り込む必要がある。
- ・次年以降の会費収入額の予測が難しいので、JANPU会員校に入会の有無や時期、受審の意向を確認するアンケートを実施してはどうか?

13.3月23日(土)機構説明会の内容について

資料 8

今後の具体的なスケジュール、会員校が評価前に準備すべきこと、評価員ご協力のお願いについて等説明する内容を検討していると高田代表理事より説明がなされた。過去の説明会や2018年11月5日(月)の本機構設立記念講演会で説明した内容の繰り返しにならないように、より具体的な内容を説明できればと考えている。

14. 日本私立看護系大学協会の協力体制について

資料 9-1、9-2

高田代表理事より、日本私立看護系大学協会の大島弓子会長より書面(資料 9-1 を参照)を受け取っている。主な内容は次の3つである。

- 1)「出資したこと(寄付金としてではなく)」を定款に明記してほしい。
- 2) 短期大学の評価について具体的に明確化してほしい。
- 3) 日本私立看護系大学協会から本機構の理事として加入させてほしい。 本機構としてどのように結論をだしまたどのように返答するか、理事会と評議員会で検討していただきた

い旨の説明がなされた。また、顧問税理士、弁護士、弁護士の紹介で法人設立や登記に詳しい司法書士3名の専門家にも事前に意見書を頂いている(資料9-2参照)。理事会ならびに評議員会より次のような意見が出された。

- ・3名の専門家の意見としては、財団法人設立後の寄付を「出資」として取り扱うこと、またその寄付を定 款に明記することは前例がなく、法人法にも定義がないため、できないものと考えられるとのこと。会計 上は寄付金収入として扱うしかないと思われる。
- ・寄付(協賛・後援)として HP 等に掲載することは可能ではないだろうか。
- ・私立大学は JANPU と日本私立看護系大学協会の 2 つの組織に会費を二重で支払っているという意識がある ため何らかの形を示せるといいと考えている。(大島評議員より)
- ・短期大学の評価には日本私立看護系大学協会に加わっていただくのが適切とは検討している。
- ・1回の寄付に対して組織のポジションを与える(理事として就任する)というのは、他の業者からの寄付のことを考えると財団法人としては適切ではなく難しいのではないか。
- ・現在の本機構の理事は基本的には評価体制を見込んで、全国の各ブロック毎に選出されているので、寄付した機関や団体から理事に選任されるのは適切ではないのではないか。
- ・理事の選任方法については定款に記載はないが、規則等で今後定めていく予定である。
- ・短期大学の評価に、大学(4年大学)の評価基準を適用していいのか、という問題になるのではないか。 (大学院の評価についても同様である)
- ・短期大学を評価の対象にするのは可能ではあるが、短期大学用の評価基準の策定等もあるため、本評価の 同時スタートは難しいと思われる。
- ・短期大学の評価をするということは短期大学も本機構の会員になることを意味するので、会員規程も変更 する必要がある。
- ・現在の会員規程案は JANPU 会員校 (4 年制大学) を念頭に作成しているため、それを変更するかどうかは慎重に決めるべきと考える。
- ・一般的には「大学」には短期大学も含むので、定款を含む規程の全ての箇所を修正する必要はない。
- ・現段階で確約することはできないが、今後短期大学も評価の対象となり、日本私立看護系大学協会の理事 にも加わっていただくことになると考えている。
- ・試行評価を実際にやってみないと、短期大学の評価スタートの時期は現段階では明示できない。
- ・短期大学、専門職大学の先生方には委員会の委員として加わってもらえたらと期待している。

<結論>

- ・「出資金」ではなく、「寄付金」として取り扱い、定款には記載せず、ホームページその他の報告書に 掲載する。
- ・短期大学も評価対象として前向きに検討していく。
- ・日本私立看護系大学協会から本機構の理事としてではなく、委員会の委員として参加していただく。

V. 報告と庶務連絡

1. 庶務連絡(名簿一覧、JABNE 理事会と評議員会のアカウント、会計の内規について、その他)

評議員・役員(理事・監事)の名簿やグループアドレスの利用方法について綴じたファイルの説明が事務局よりなされた。今後は名簿なども含めて定款や本日検討した基本原則等の規程についても、確定できたものからファイリングしていき、本事務所で保管して評議員会ならびに理事会でも閲覧できるようにする。従って、本ファイルを持ち帰ることも可能であることを確認した。

2. その他

• TABNE のロゴマーク

デザインが決定して現在商標登録として出願中であり、このマークは今後は認定マークとして利用を予定していることが事務局より報告された。

■今後の理事会、総会、その他説明会の開催予定日時

- 1) 日本看護学教育評価機構説明会: 2019年3月23日(土) @一橋講堂
- 2) 次回理事会: 2019 年度第1回理事会: 5月17日(金) 13-17 時予定
- 3) 次回評議員会: 2019 年度定時評議員会: 6月21日(金)14時@JABNE 事務所

今後の理事会候補日をあげたが、理事会終了後の2月15日(金)に次の開催日と決定した。

- ・第2回理事会:9/13(金)13時~17時頃
- ・第3回理事会:12/6(金)13時~17時頃
- ・第4回理事会:3/13(金)13時~17時頃

ただし、3 月末の説明会の日程については、JANPU と JANPUAPN 認定委員会との調整が必要となるため、まだ保留とする。候補日としては、3 月 28 日(土)、3 月 29 日(日)があげられ、JANPU と連続もしくは同日になるようにすることを確認した。

以上で平成30年度第2回理事会は14時に終了した。

2018 年度 一般財団法人 日本看護学教育評価機構(JABNE)臨時評議員会議事録

開催日時:2019年2月8日(金)10:00~12:35 開催場所:日本看護学教育評価機構 神田事務所 出席者(評議員会):出席評議員数 評議員総数7名

出席評議員数6名

尚、評議員上泉和子は、青森県立保健大学学長室(青森県青森市大字浜館字間瀬58-1)

からテレビ会議システムにより参加した。(敬称略)

出席評議員6名:南裕子、正木治恵、川本利恵子、片田範子、上泉和子、大島弓子

欠席評議員1名:堀内成子(敬称略)

議長:高田早苗(代表理事)、南裕子(評議員)(敬称略)

JANPU/JANBE 事務局:潮、川口、田中

I. 開会

評議員会は定数を満たしたので、定款第22条の規定により、出席評議員の中から選ばれた評議員 南 裕子は議長席につき、本評議員会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言し、テレビ会議システムにより出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した上で、本評議員会は有効に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

Ⅱ. 議長選出

定款第22条により、評議員会議長は南裕子、記録は JABNE 事務局の潮で行われた。

Ⅲ. 議事録署名人

定款第27条により、議長である南裕子及び出席した理事1名;代表理事の高田早苗とする。

IV. 議題

2. 評議員会議長の選出 (評議員決議事項)

南裕子先生が議長に選出され、議長席についた。

3. 理事候補者3名の承認(評議員会決議事項)

資料 1

資料1をもとに、高田代表理事より理事候補者3名の説明がなされた。

石井邦子先生 (千葉県立保健医療大学 教授)、小山田恭子先生 (聖路加国際大学 教授)、佐々木幾美 先生 (日本赤十字看護大学 教授) の3名が理事として承認された。

4. 理事3名の紹介

高田代表理事より理事候補者3名が紹介された。

佐々木先生は登記は戸籍上の浅倉の名前とするが、登記に関わらない理事会の際には旧姓の佐々木の名前で記録することとする。またここから石井理事、佐々木理事が本理事会に出席することになった。

5. 業務執行理事の承認(理事会決議事項)

井上智子理事、菱沼典子理事の2名が承認された。

6. 前回理事会議事録の承認(理事会承認事項)

資料 2

11月中に理事・監事に配信した議事録等に、マーカー箇所(定款の条項番号や出欠の訂正、てにおはの見直し)の修正を行った旨を事務局より説明した。

<承認>

異議なく平成30年度第1回理事会議事録は承認された。

7. 定款の重要事項の確認 (組織体制、役割、役員と評議員の相互の関係性等)

冊子:「看護学教育評価システム」

高田代表理事より冊子「看護学教育評価システム」をもとに、定款の主な条項(任期、権限、その他) や本機構の組織について説明がなされた。また、事務局体制については、「現在は JANPU 事務局全員が兼 任しているが、JANPU 事務員(正職員1名、パート1名)を募集中であり、採用後は JANPU と JABNE の業 務を遂行しながら徐々に JABNE の専任事務員としてシフトしていければと考えている」と事務局より報 告があった。

また、理事ならびに評議員より下記のような意見が出された。

<意見>

- ・第4条(事業)に(1)から(7)まであるが、どこまでが評価事業に該当するのか?
 - ← (1) から (3) までが評価事業と言える。第4条の事業の位置付けはこれから固めていく予定である。

8. 評価事業基本原則案と企画運営基本原則案の説明と承認

資料 3-1、3-2

高田代表理事より資料 3-1 と 3-2 をもとに、本機構の評価事業基本原則案について説明がなされた。初期段階で各委員会レベルまで詳細に規則を作成してしまうと、規程内容と実際の活動とで整合性が取れなくなる可能性があるため、評価事業と企画運営事業について基本原則案を作成している。また、本日の理事会(評議員会)の時間制約上、説明は評価事業基本原則案のみととするが、企画運営事業については各自必ず目を通して、訂正・加筆を含めて意見等ある場合は代表理事・事務局に連絡することとなった。

資料の修正箇所は以下の通り。

<修正箇所>

- ①【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員
- ②【変更後○】評価員研修委員会 ← 【変更前×】評価者研修委員会 (冊子「看護学教育評価システム」の6ページの「評価推進委員会」)
- ③【変更後○】評価員 ← 【変更前×】評価実施員

また、理事ならびに評議員より「評価事業基本原則案」について下記のような意見が出された。

く意見と確認>

- ①基本原則であるが、第1条の書き出しが「この規則」となっているが、これで適切か?
 - ←「この基本原則は」と修正する。
- ②第5条(審査)と第8条(不適合)ついて

審査を受ける側からすると、審査結果の「不適合」という表現は吟味した方が良いのではないか? ←評価基準に示されるので、基本原則内での表現は今後もう少し検討していきたい。

- ③第3条2 (評価の実施方法) について WEB 調査実施も予定していることを確認した。 実地調査は評価員の旅費その他の経費がかかるので、将来的には WEB 調査も検討していく。
- ④第35条(評価チーム) について

実務看護職者のイメージがつかめないが、具体的にはどういうことか?

- ←委員会でこれから詳細を詰めていく予定。米国の CCNE では評価チームの一員として「実務看護職者」を入れるのは一般的である。現状は「実務看護職者を含むことができるものとする」としており、含まないこともできる。詳細は決めていないが、将来的には実務看護職者が評価チームとして加わるようにしていきたい。
- ⑤評価事業基本原則案では評価が学部対象であるように読み取れるが、将来を見据えて大学院や短期 大学(日本私立看護系大学協会からの要望)も記載した方がいいのではないか。
 - ←今後検討していくこととなった。

<結論と承認>

上記の修正箇所と意見に対する代表理事ならびに各委員長からの説明を含めて、2つの基本原則案は理事会で承認された。

9. 各委員会委員長の承認 (理事会承認事項)

資料 4

資料4に基づいて、次の7つの委員会メンバーを確認して、各委員会の委員長の承認がなされた。 (敬称略)

- 1)総合評価部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)
 - ①評価委員会
 - ●委員長:井上智子理事

委員:武田利明理事、尾形由起子理事、三浦友理子(聖路加国際大学)、 内山孝子(日本赤十字看護大学)

- ②評価基準検討委員会
 - ●委員長:菱沼典子理事

委員: 秋元典子理事、岸田佐智理事、太田喜久子(日本赤十字看護大学)、石橋みゆき(千葉大学)

- ③評価員研修委員会
 - ●委員長:北川眞理子理事、

委員:原祥子理事

- ④異議審査委員会
 - ●委員長:大日向輝美理事
- 2) 企画運営部会(下部の各委員会の委員長と副委員長で構成される)
 - ①総務·渉外委員会

●委員長:小山田恭子理事

委員: 岡谷恵子 (JANPU 常任理事)、

②財務委員会

●委員長:石井邦子理事

③広報委員会

●委員長:佐々木幾美理事 委員:中山栄純(北里大学)

10. 今後のスケジュールと検討事項の確認

資料 5-1~5-4

高田代表理事より資料 5-1 について、2019 年 2 月(本日)から 2020 年度末(2021 年 3 月)までの評議員会、理事会、各委員会単位の業務内容とスケジュールについて示していると報告がなされた。また、資料 5-2 には評価員研修の進め方、試行評価と本評価の進め方と流れについて詳細に説明された。

<財務理事からの依頼>

各委員会の2019年度予算案(その裏づけとなる活動内容も)を3月中旬までに提出することとなった。

11. 定時評議員会の開催時期について

資料 6

- 1) 資料の訂正:資料6「事業年度終了後3カ月以内(4月~7月)」→【正】4月~6月
- 2) 2019 年 6 月 21 日(金)14 時~で決定した。 今後は基本的に 6 月の第 3 金曜日とすると評議員会で決定した。

12. 入会と会費納入のプロセス、賛助会員の報告(理事会報告事項)

資料 7-1~7-4

冊子「看護学教育評価システム」28~30ページならびに資料 7-1~7-4 をもとに、現状の会員規程案について説明がなされ、近々に JANPU 会員校に対して入会の案内、会費納入時期などについて具体的にどのようにすべきか理事会から意見を募った。

また、賛助会員として医学書院が既に入会(入会日は 2018 年 11 月 30 日、会費 30 万円) しているとの報告があった。

<意見と決定事項>

- ・【決定】正会員の入会案内は前年度の9月頃に送付。初年度(今年度)は2-3月に送付する。
- ・【決定】6月末までに会費支払い
- ・【決定】賛助会員には時期の縛りは決めない。
- ・退会した後審査に関して他言しない等、規定に盛り込む必要がある。
- ・次年以降の会費収入額の予測が難しいので、JANPU会員校に入会の有無や時期、受審の意向を確認するアンケートを実施してはどうか?

13.3月23日(土)機構説明会の内容について(理事会報告事項)

資料 8

今後の具体的なスケジュール、会員校が評価前に準備すべきこと、評価員ご協力のお願いについて等説明する内容を検討していると高田代表理事より説明がなされた。過去の説明会や2018年11月5日(月)の本機構設立記念講演会で説明した内容の繰り返しにならないように、より具体的な内容を説明できればと考えている。

14. 日本私立看護系大学協会の協力体制について

資料 9-1、9-2

高田代表理事より、日本私立看護系大学協会の大島弓子会長より書面(資料 9-1 を参照)を受け取っている。主な内容は次の3つである。

- 1)「出資したこと(寄付金としてではなく)」を定款に明記してほしい。
- 2) 短期大学の評価について具体的に明確化してほしい。
- 3) 日本私立看護系大学協会から本機構の理事として加入させてほしい。

本機構としてどのように結論をだしまたどのように返答するか、理事会と評議員会で検討していただきたい旨の説明がなされた。また、顧問税理士、弁護士、弁護士の紹介で法人設立や登記に詳しい司法書士3名の専門家にも事前に意見書を頂いている(資料9-2参照)。理事会ならびに評議員会より次のような意見が出された。

- ・3名の専門家の意見としては、財団法人設立後の寄付を「出資」として取り扱うこと、またその寄付を定 款に明記することは前例がなく、法人法にも定義がないため、できないものと考えられるとのこと。会計 上は寄付金収入として扱うしかないと思われる。
- ・寄付(協賛・後援)として HP 等に掲載することは可能ではないだろうか。
- ・私立大学は JANPU と日本私立看護系大学協会の 2 つの組織に会費を二重で支払っているという意識がある ため何らかの形を示せるといいと考えている。(大島評議員より)
- ・短期大学の評価には日本私立看護系大学協会に加わっていただくのが適切とは検討している。
- ・1回の寄付に対して組織のポジションを与える(理事として就任する)というのは、他の業者からの寄付の ことを考えると財団法人としては適切ではなく難しいのではないか。
- ・現在の本機構の理事は基本的には評価体制を見込んで、全国の各ブロック毎に選出されているので、寄付した機関や団体から理事に選任されるのは適切ではないのではないか。
- ・理事の選任方法については定款に記載はないが、規則等で今後定めていく予定である。
- ・短期大学の評価に、大学(4年大学)の評価基準を適用していいのか、という問題になるのではないか。 (大学院の評価についても同様である)
- ・短期大学を評価の対象にするのは可能ではあるが、短期大学用の評価基準の策定等もあるため、本評価の 同時スタートは難しいと思われる。
- ・短期大学の評価をするということは短期大学も本機構の会員になることを意味するので、会員規程も変更 する必要がある。
- ・現在の会員規程案は JANPU 会員校(4年制大学)を念頭に作成しているため、それを変更するかどうかは慎重に決めるべきと考える。
- ・一般的には「大学」には短期大学も含むので、定款を含む規程の全ての箇所を修正する必要はない。
- ・現段階で確約することはできないが、今後短期大学も評価の対象となり、日本私立看護系大学協会の理事 にも加わっていただくことになると考えている。
- ・試行評価を実際にやってみないと、短期大学の評価スタートの時期は現段階では明示できない。
- ・短期大学、専門職大学の先生方には、委員会の委員として加わってもらえたらと期待している。

<結論>

- ・「出資金」ではなく、「寄付金」として取り扱い、定款には記載せず、ホームページその他の報告書に 掲載する。
- ・短期大学も評価対象として前向きに検討していく。
- ・日本私立看護系大学協会から本機構の理事としてではなく、委員会の委員として参加していただく。

15. その他

V. 報告と庶務連絡

1. 庶務連絡(名簿一覧、JABNE 理事会と評議員会のアカウント、会計の内規について、その他)

評議員・役員(理事・監事)の名簿やグループアドレスの利用方法について綴じたファイルの説明が事務局よりなされた。今後は名簿なども含めて定款や本日検討した基本原則等の規程についても、確定できたものからファイリングしていき、本事務所で保管して評議員会ならびに理事会でも閲覧できるようにする。従って、本ファイルを持ち帰ることも可能であることを確認した。

2. その他

· JABNE のロゴマーク

デザインが決定して現在商標登録として出願中であり、このマークは今後は認定マークとして利用を予定していることが事務局より報告された。

■今後の理事会、総会、その他説明会の開催予定日時

- 1) 日本看護学教育評価機構説明会: 2019年3月23日(土) @一橋講堂
- 2) 次回理事会: 2019 年度第1回理事会: 5月17日(金) 13-17時予定
- 3) 次回評議員会: 2019 年度定時評議員会: 6月21日(金)14時@JABNE 事務所

今後の理事会候補日をあげたが、理事会終了後の2月15日(金)に次の開催日と決定した。

- ·第2回理事会:9/13(金)13時~17時頃
- ・第3回理事会:12/6(金)13時~17時頃
- ・第4回理事会:3/13(金)13時~17時頃

ただし、3 月末の説明会の日程については、JANPU と JANPUAPN 認定委員会との調整が必要となるため、まだ保留とする。候補日としては、3/28(土)、3/29(日)があげられ、JANPU と連続もしくは同日になるようにすることを確認した。

以上で平成30年度臨時評議員会が12時35分に終了した。

「評価委員会」

1. 構成員

1)委員

委員長: 井上智子(国立看護大学校)

副委員長:武田利明(岩手県立大学)

委 員: 尾形由起子(福岡県立大学)、三浦友理子(聖路加国際大学)、内山孝子(帝京平成大学)

2. 趣旨

分野別評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価実施員を選任し、評価 チームを編成して分野別評価を実施し、評価報告書を作成する。

3. 活動経過

平成31年3月23日(土)に第1回評価委員会を開催し、次年度に向けた活動内容の確認、並びに活動計画等を討議した。

(議事次第)

- 1. 委員長挨拶、委員等紹介
- 2. 評価委員会の位置づけ等の確認
 - ・評価事業を進めるに際しての検討・確認事項
 - ・各委員会活動と今後のスケジュール (案)
 - ・第2回理事会・評議員会議事録(案)取扱注意
- 3. 評価委員会の役割・機能とやるべきこと

役割・機能:

- · 評価事業基本原則(案)確認
- 2019 年度事業活動計画書

やるべきこと:

- ・評価実施要項の作成(最優先)
- ・評価手続き等に関する事項案決定
- ・評価員の選任と評価チーム編成
- ・評価結果報告書様式の作成
- 4. 2019 年度活動計画について
 - ・2019 年度事業活動計画書に基づき、まずは当初計画通り 2019 年 6 月末までに評価実施要項(案) を完成させることを最優先とする。
 - ・平行して試行事業受審校の決定についても、理事会、事務局と連携を取りながら進める。
 - ・評価委員候補者への研修会では上記「評価実施要項」を用いるので、研修会には評価委員会から 委員派遣の必要があることを確認した。
- 5. 今後の進め方
 - ・評価実施要項作成にあたっては、武田副委員長、三浦委員、内山委員が中心となり原案を作成し

ていく。

・4~6月に委員会を随時開催していく。

4. 今後の課題

- ・評価委員の増員
- ・評価実施要項の書式、印刷、配布・販売方法等を詰める。
- ・試行事業に向けた具体的スケジュールの作成等

5. 資料

「評価基準検討委員会」

1. 構成員

1)委員

委員長:菱沼典子(三重県立看護大学)

副委員長: 秋元典子(甲南女子大学)

委 員:岸田佐智(徳島大学)、小山田恭子(聖路加国際大学)、

太田喜久子(日本赤十字看護大学)、石橋みゆき(千葉大学)

2. 趣旨

分野別評価事業およびその付帯業務を遂行するための評価基準、評価実施要綱、評価手続等の原 案を作成し、総合評価部会に答申する。

3. 活動経過

日本看護学教育評価機構(仮)設立準備委員会より引き継いだ評価基準案を原案として、評価基 準案の作成に取り組んだ。

評価基準、評価項目、評価の観点を見直し、2019年度の活動計画につなげた。

会議開催 1月12日(土) 9:00~11:15 於 JABNE 神田事務所 3月23日(土) 11:00~14:00 於学術総合センター内会議室

4. 今後の課題

2020 年度に試行する評価に備え、2019 年 5 月末までに評価基準を整えることが、当面の課題である。

5. 資料

「評価員研修委員会」

1. 構成員

1)委員

委員長:北川眞理子(金城学院大学)

委 員:原祥子(島根大学)、大日向輝美(札幌医科大学)

2. 趣旨

評価員の育成を目的とした研修を企画し、実施する。

3. 活動経過

評価員研修は、基礎研修と審査前研修の2本立てとする。

[基礎研修について]

研修内容として基礎研修では、機関別評価と分野別評価についてその目的を理解し、評価基準等について基礎的理解を得るものとする。研修会は、半日程度とし、基本的にはブロック別に開催し、時期的には9月から10月頃を予定する。

この基礎研修会に参加した評価員候補者は、研修終了後に評価員登録を行う。

「審査前研修について]

登録された者が、評価員として分野別評価に携わる前に受ける実践的研修とする。研修会は、半日程度とし、東京での開催を予定し、時期的には3月から4月頃を予定する。

[評価員となる候補者の推薦方法を検討]

学部長、教育責任者に対して、機関別評価員経験者、学科長、教務委員長経験者等、看護学教育の 全体がわかる人等の推薦を得る方向で検討した。

4. 今後の課題

- 1.評価員候補者の推薦から評価員登録に至るプロセスのシステム化を図る。
- 2.2つの評価員研修の運営に関する検討と研修を実施する。
- 3. 分野別評価を適切に実施できる質的にも高い評価員の効果的な研修プログラムの検討と、リソースを作成する。
- 4. 研修会実施後の評価を行う。

5. 資料

「総務・渉外委員会」

1. 構成員

1)委員

委 員 長:小山田恭子(聖路加国際大学) **委 員**:岡谷恵子(JANPU 常任理事)

2. 趣旨

機構の運営管理に関する総務および外部の関係諸機関・団体等との折衝や連携・協働のあり方を検討し、実施する。

3. 活動経過

- ・日本看護学教育評価機構(仮)設立準備委員会が検討を行ってきた諸規程・規則の整備を進め、理事会に原案を提出した。
- ・2019 年 3 月 14 日、寄付依頼のため、高田代表理事、小山田総務・渉外担当理事、岡谷総務・渉外委員会委員 3 名で日本看護協会を訪問した。福井会長、勝又専務理事、川本常任理事が対応。看護学分野別評価の意義については賛同を得たが、寄付については検討するとの回答であった。

4. 今後の課題

- ・評価試行事業の具体化に伴い、「評価事業基本原則」等一部の規定の見直しや「看護学教育評価実施規 則」「個人情報保護規則」「倫理規定」等を作成する必要があるため、迅速に対応していく。
- ・認証マークの決定や規則等の整備を行い、評価結果が社会に適正かつ効果的に伝わるよう、関係機関からの情報収集や調整を行っていく。
- ・寄付依頼先を引き続き検討していく。

5. 資料

「財務委員会」

1. 構成員

1)委員

委員長: 石井邦子(千葉県立保健医療大学)

2. 趣旨

分野別評価事業の収支管理や必要な資金の調達と運用、この法人の資産、負債、損益等の管理 を 行う。

3. 活動経過

- 1) 2018 年度の収支管理及び収支決算書の作成
- 2)機構の資産、負債、損益等の管理
- 3)機構の事業遂行のために必要な資金の調達
- ・賛助会員に関する取り決めや募集方法について検討した。
- 4) 2019 年度予算案の作成

4. 今後の課題

- ・入会状況や評価申込状況を把握し、安定的な財源確保と適切かつ効率的な資産運用を確立する。
- ・機構の事業に賛同する賛助会員等からの資金調達を得る。

5. 資料

「広報委員会」

1. 構成員

1)委員

委員長:佐々木幾美(日本赤十字看護大学)

委 員:中山栄純(北里大学)

2. 趣旨

機構の広報活動に関する諸事項を担当し、分野別評価事業の推進・拡大をはかる。

3. 活動経過

- 1) HP 簡易版立ち上げ
- 2) ロゴマークデザインと商標登録
- 3) 11/5 設立講演会のパンフレット作成、WEB 視聴公開
- 4) 試行事業の HP による募集準備

4. 今後の課題

機構の事業活動の広報として、ホームページのリニューアルおよび維持管理をしていく。また、パンフレットを印刷し、会員募集を図る。

試行評価事業に関連して、評価員研修や試行評価受審に関する広報活動を進める。

Web 調査のための評価システム (デモ版) 構築のための情報取集をする。

進学情報等の関連企業から情報収集をし、会員校・受審校を増やすための広報活動を進める。

5. 資料

一般財団法人日本看護学教育評価機構 評価事業基本原則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 総合評価部会
- 第3章 評価委員会
- 第4章 評価員
- 第5章 評価基準検討委員会
- 第6章 評価員研修委員会
- 第7章 異議審査委員会
- 第8章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本原則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構(以下、「機構」という)における評価事業に関し必要な事項を定める。

(評価事業)

- 第2条 評価事業は、理事会で決議された事業計画に基づき、第2章で定める総合評価部会および その下部組織がこれを行う。
 - 2 総合評価部会の下部組織は、評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会および 異議審査委員会で構成される。

(評価の実施方法)

- 第3条 評価事業である看護学教育プログラムの評価は、機構が定める「大学における看護学教育課程の評価基準」に基づき公正かつ適正に実施する。
 - 2 評価は、機構の定める評価基準に沿って受審校が作成した自己点検・評価報告書、その他 の調書類の書面評価および訪問調査またはWeb調査によって行う。

(評価手続き)

- 第4条 受審しようとする看護系の大学(以下、「大学」という。)は、指定の期日までに、評価申請書を代表理事宛に提出するとともに、所定の自己点検・評価報告書およびその他の書類を機構宛に提出しなければならない。
 - 2 機構は、前項に定める書類の他、評価に必要な資料の追加提出を求めることができる。

(審査)

- 第5条 審査結果は「適合」、「保留」、「不適合」で示す。
 - 2 各判定は、別に定める評価基準に従って行う。

(適合)

第6条 機構は、「適合」の判定を受けた大学を認定する。

2 「適合」の認定期間は7年間とし、その始期は審査を行った理事会開催日の翌月の1日からとする。

(保留)

- 第7条 「保留」は、評価領域全般にわたって概ね評価基準に適合しているものの、改善すべき点が多いと判断した場合に判定する。
 - 2 「保留」の期間は3年間とし、その始期は審査を行った理事会開催日の翌月の1日からと する。
 - 3 「保留」の判定を受けた大学は、評価結果受領から2年以内に改善報告書を提出し、再評価を受けるものとする。

(不適合)

第8条 「不適合」は、評価領域全般にわたって評価基準に適合していないと判断した場合に判定する。

(評価結果の公表)

- 第9条 代表理事は、評価の結果について総合評価部会の決定を得た後、速やかにその結果を当該 大学に通知しなければならない。
 - 2 前項の評価結果を機構のホームページ等で公表する。

(守秘義務)

第10条 機構ならびに評価事業に関わる者は、評価事業の遂行により取得した大学およびその関係者に関する秘密の情報について守秘義務を負う。ただし、総合評価部会が評価事業の実施・公表のために必要と認めた場合を除く。

第2章 総合評価部会

(目的)

第11条 評価事業に関する専門部会として、総合評価部会を置く。

(権限)

- 第12条 総合評価部会は、以下の業務を行う。
 - (1) 評価結果報告書の確定。
 - (2) 認定の判定および理事会への報告。
 - (3) 評価基準や評価実施要項の策定・改訂等評価事業およびその他関連事業の基本事項の 作成。
 - (4) 評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会、異議審査委員会の各委員の選 任。
 - (5) 評価結果報告書に対する大学からの異議の採否の決定、および必要があるときは評価 結果報告書の修正。
 - (6) 評価事業基本原則の改正案の作成。
 - (7) その他、理事会から指示された事項。

(総合評価部会長の選任)

第13条 総合評価部会長は、理事長が推薦し理事会において選任する。

- 2 総合評価部会長は、総合評価部会の代表として部会を統括する。
- 3 総合評価部会長は、委員の中から副部会長を指名し、部会長を補佐させるものとする。

(構成)

第14条 総合評価部会は、総合評価部会の下部委員会の委員長および副委員長をもって構成する。

(任期)

- 第15条 総合評価部会の委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 総合評価部会の委員が任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総合評価部会の開催)

- 第16条 総合評価部会は、原則として毎年2回定時に開催する。
 - 2 臨時総合評価部会は、次の各号に掲げる事由の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 異議審査委員会から異議審査報告書が提出されたとき。
 - (2) 理事長または総合評価部会長が必要と認めたとき。
 - (3) 総合評価部会の委員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

- 第17条 総合評価部会は、総合評価部会長が招集する。
 - 2 総合評価部会の議長は、総合評価部会長が務める。

(定足数)

第18条 総合評価部会は、総合評価部会の委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決する ことができない。

(議決)

- 第19条 総合評価部会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した総合評価部会委員の過 半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 2 総合評価部会委員は、その所属もしくは利害関係を有する大学に関する議事に参加できない。

(書面票決)

- 第20条 やむを得ない理由のため総合評価部会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議 題事項について書面をもって票決することができる。
 - 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、当該総合評価部会委員は出席した ものとみなす。

(議事録)

第21条 総合評価部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第3章 評価委員会

(目的)

第22条 評価事業およびその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価を実施して評価結果 報告書の委員会案の作成を行う委員会として、総合評価部会の下に評価委員会を置く。

(権限)

- 第23条 評価委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 評価結果報告書の委員会案を作成し、総合評価部会に提出する。
 - (2) 評価実施要項の原案または改正案を作成する。
 - (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案を作成する。
 - (4) 評価員を選任し、または解任する。
 - (5) 評価を実施する大学ごとに評価チームを編成する。
 - (6) 評価事業およびその付帯業務について、評価基準検討委員会、評価員研修委員会および異議審査委員会の担当でない事項を処理する。
 - 2 評価委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価事業に関し 理事会の諮問に応じ、理事会に答申する。

(委員会の構成)

- 第24条 評価委員会は、看護学教育の質保証および分野別評価の専門的知識を有する大学の教員 または学識経験者で構成することを原則とする。
 - 2 評価委員会は、15名程度の評価委員を持って構成する。

(委員の選任)

第25条 評価委員会の委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

- 第26条 評価委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。
 - 2 委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

- 第27条 評価委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 評価委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うため再任された委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員会の開催・招集)

第28条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催することとし、委員長が招集する。

(議長)

第29条 評価委員会の議長は、委員長が務める。委員長が欠けるときは、副委員長がこれにあたる。

(議決)

第30条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 評価委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する大学に関する議事に参加できない。

(議事録)

第31条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 評価員

(目的)

第32条 評価員は、大学の自己点検・評価報告書、その他の資料を調査し、訪問調査を行い、当該大学の評価結果報告書の原案作成等の職務を行う。

(評価員の選任)

第33条 評価員は、評価委員会委員長が推薦し評価委員会において選任するものとし、総合評価 部会および評価委員会の委員との兼務を妨げない。

(評価員の名簿)

第34条 評価委員会委員長は、評価員の氏名、所属、連絡先を記載した評価員名簿を作成する。

(評価チーム)

- 第35条 評価チームは、評価を実施する大学ごとに評価委員会が編成することとし、原則として 1チーム3名の評価員から成るものとする。なお、評価員の構成については、原則として大 学の教育研究活動に見識を有する者とし、実務看護職者を含むことができるものとする。
 - 2 評価対象の大学との間で利害関係を有する者は、当該大学の評価チームの評価員となることはできない。

(権限)

第36条 評価員は、評価チームの一員として、評価を実施する大学について、第32条に規定する職務を行う。

(主査・副査)

- 第37条 評価チーム3名のうち、主査1名、副査1名を評価委員会において決定する。
 - 2 主査は、評価チームを統率するとともに、評価結果報告書原案を取りまとめる。
 - 3 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは、これに代わって主査の職務を行う。

(研修)

第38条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修等に参加しなければならない。

(任期・辞任・解任)

- 第39条 評価員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会委員長宛に文書で理由を付して届け出るものとする。
 - 3 評価委員会は、評価員が、心身の故障等により十分な評価活動ができないと認める場合、 および評価員として品位を欠く行為があると認める場合には、これを解任できる。

第5章 評価基準檢討委員会

(目的)

第40条 評価事業及びその付帯業務を遂行するための評価基準、評価指標等の原案または改正案 を作成し、総合評価部会に答申する委員会として総合評価部会の下に評価基準検討委員会を 置く。

(権限)

- 第41条 評価基準検討委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 評価基準の原案または改正案を作成する。
 - (2) 評価指標の原案または改正案を作成する。
 - (3) 評価手続き等に関する具体的な事項案を作成する。
 - 2 評価基準検討委員会は、前項各号の事業の遂行に必要な事項を審議し、また、評価基準 や評価指標に関し理事会からの諮問に応じ、理事会に答申する。

(委員会の構成)

- 第42条 評価基準検討委員会は、看護学教育の分野別質保証の専門的知識を有する大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。
 - 2 評価基準検討委員会は、10名程度の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第43条 評価基準検討委員会委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

- 第44条 評価基準検討委員会に委員長を置き、理事長が推薦し理事会において選任する。
 - 2 評価基準検討委員会委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

- 第45条 評価基準検討委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 評価基準検討委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第46条 評価基準検討委員会は、原則として年2回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第47条 評価基準検討委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠ける時は、副委員長がこれに当たる。

(議決)

第48条 評価基準検討委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数を もって決定し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(議事録)

第49条 評価基準検討委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 評価員研修委員会

(目的)

第50条 評価事業を公正かつ適切に実施するために、評価員の評価者としての資質と能力開発を 目的とする研修を企画し、運営するため、総合評価部会の下に評価員研修委員会を置く。

(権限)

- 第51条 評価員研修委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 評価員の研修プログラムの作成・改訂
 - (2) 評価員の研修の年間計画の立案と実施
 - (3) その他、評価員の資質・能力開発に係る事項

(委員会の構成)

- 第52条 評価員研修委員会は、看護学教育の質保証に関する専門的知識を有し、または大学評価 等の経験のある大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。
 - 2 評価員研修委員会は、10名程度の委員をもって構成する。

(委員の選任)

第53条 評価員研修委員会の委員は、総合評価部会において選任する。

(委員長)

- 第54条 評価員研修委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。
 - 2 評価員研修委員会の委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるものとする。

(任期)

- 第55条 評価員研修委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 評価員研修委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催・招集)

第56条 評価員研修委員会は、分野別評価の実施計画に合わせて、原則として年4回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第57条 評価員研修委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第58条 評価員研修委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(議事録)

第59条 評価員研修委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 異議審査委員会

(目的)

第60条 評価結果報告書に対する大学からの異議を審査するため、総合評価部会の下に異議審査 委員会を置く。

(権限)

- 第61条 異議審査委員会は、評価委員会が作成した評価結果報告書に対する大学から出された異議について、それが正当な理由があるものか否かを審査し、審査結果を総合評価部会に報告する。
 - 2 異議審査委員会は、前項の事業のほか、異議審査に関し理事会からの諮問に応じ、理事 会に答申する。

(委員会の構成)

- 第62条 異議審査委員会は、看護学教育の質保証の専門的知識を有する大学の教員または学識経験者で構成することを原則とする。
 - 2 異議審査委員会は、原則として5名程度の委員をもって構成する。

(委員長)

- 第63条 異議審査委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。
 - 2 異議審査委員会の委員長は、委員の中から副委員長を指名し、委員長を補佐させるもの とする。

(委員の選任)

- 第64条 異議審査委員会委員は、総合評価部会において異議審査予備委員の中から選任する。
 - 2 総合評価部会は、評価委員会、評価基準検討委員会、評価員研修委員会の委員の中から、予め10名程度の異議審査予備委員を選任する。
 - 3 異議審査の対象となる大学に所属もしくは利害関係を有する者は、当該大学の異議審査 に加わることはできない。
 - 4 異議審査委員会委員長は、必要に応じて異議審査予備委員の中から指名した者を異議審 査委員とすることができる。

(委員会の開催)

第65条 評価結果報告書に対し、評価を受けた大学から異議申立があったとき、出された異議は、 異議審査委員会に付託され、異議審査委員会が開催される。

(招集)

第66条 異議審査委員会は、委員長が招集する。

(議長)

第67条 異議審査委員会の議長は、委員長が務める。

(議決)

第68条 異議審査委員会の議事は、原則として当該委員会に出席し議事に参加した異議審査委員 会委員全員の一致による。ただし、意見の一致をみるのが困難であると議長が判断した場合 は、多数決によることができる。 (秘密会)

第69条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。ただし、議事要旨を作成する。

(異議審査報告書の作成)

第70条 異議審査委員会委員長は、審査の結果について異議審査報告書を作成し、総合評価部会 に提出する。

第8章 その他

(評価手数料)

第71条 看護学教育プログラムの評価申請をした大学は、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

(評価に関する諸規則)

第72条 この評価事業基本原則に定めるもののほか、評価事業に関し必要な事項は、総合評価部 会において別途定める。

(改正)

- 第73条 この評価事業基本原則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。 附則
 - 1. 本基本原則は、2019年2月8日に制定し、同日より施行する。

一般財団法人日本看護学教育評価機構 企画運営基本原則

目 次

第1章 総則

第2章 企画運営部会

第3章 総務・渉外委員会

第4章 財務委員会

第5章 広報委員会

第6章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本原則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構(以下、「機構」という。)における企画運営事業に関し必要な事項を定める。

(企画運営事業)

- 第2条 企画運営事業は、理事会で決議された事業計画に基づき、企画運営部会及びその下部組織がこれを行う。
 - 2 企画運営部会の下部組織は、総務・渉外委員会、財務委員会および広報委員会で構成される

第2章 企画運営部会

(目的)

第3条 機構運営を総括し、運営に関する諸事項を担当する部会として企画運営部会を置く。

(権限)

- 第4条 企画運営部会は、以下の業務を行う。
 - (1) 機構運営の企画・立案に関すること
 - (2) 外部関係機関との折衝および連携・協力に関すること
 - (3) 会員の入会、退会、除名に関すること
 - (4) 財務に関すること
 - (5) 広報に関すること
 - (6) 総務・渉外委員会、広報委員会の各委員の選任
 - (7) 企画運営基本原則の改正案の作成
 - (8) その他、理事会から指示された事項

(構成)

第5条 企画運営部会は、理事長、業務執行理事、企画運営部会の下部委員会の委員長および事務 局長をもって構成する。

(企画運営部会長)

第6条 企画運営部会長は理事長とする。

(任期)

- 第7条 企画運営部会の委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 企画運営部会の委員が、任期途中で退任したとき、欠員を補うために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(企画運営部会の開催)

第8条 企画運営部会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催するものとする。

(招集)

- 第9条 企画運営部会は、企画運営部会長が招集する。
 - 2 企画運営部会の議長は、企画運営部会長が務める。

第3章 総務・渉外委員会

(目的)

第10条 機構の運営管理に関する総務及び外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働業務を 実施する委員会として、企画運営部会の下に総務・渉外委員会を置く。

(権限)

- 第11条 総務・渉外委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 機構の運営管理に関する総務
 - (2) 外部の関係諸機関・団体との折衝や連携・協働
 - (3) その他

(委員会の構成)

第12条 総務・渉外委員会は、担当理事とその他に2-3名の委員会から構成する。

(委員長)

第13条 総務・渉外委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第14条 総務・渉外委員会の委員は、総務・渉外委員会委員長が推薦し企画運営部会において選 任する。

(任期)

第15条 総務・渉外委員会委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第16条 総務・渉外委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第17条 総務・渉外委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

(議事録)

第18条 総務・渉外委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第4章 財務委員会

(目的)

第19条 分野別評価事業の収支管理や必要な資金の調達と運用、機構の資産、負債、損益等の管理を行う委員会として、企画運営部会の下に財務委員会を置く。

(権限)

- 第20条 財務委員会は、以下の業務を行う。
 - (1) 当該年度の予算立て
 - (2) 当該年度の収支管理
 - (3) 必要な資金の調達と運用
 - (4)機構の資産、負債、損益等の管理
 - (5) 監事への報告
 - (6) その他

(委員会の構成)

第21条 財務委員会は、財務委員長と2-3名の委員、および事務局長で構成する。

(委員長)

第22条 財務委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第23条 財務委員会の委員は、財務委員会委員長が推薦し理事会において選任する。

(任期)

- 第24条 財務委員会委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
 - 2 財務委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第25条 財務委員会は、原則年2回程度開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第26条 財務委員会の議長は、委員長が務めるものとする。

(議事録)

第27条 財務委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 広報委員会

(目的)

第28条 機構の広報活動に関する諸事項を担当し、会員ならびに社会に向けて広報することで、 分野別評価事業の推進・拡大をはかる委員会として、企画運営部会の下に広報委員会を置 く。

(権限)

- 第29条 広報委員会は、以下の業務を行う。
 - (1)機構のホームページの運営方針を審議し理事会へ報告する
 - (2) 機構のホームページの維持管理を行う。
 - (3)機構の事業活動など、会員ならびに広く社会に広報するために、適切な手段を審議し、その媒体作成を推進する。
 - (4) その他広報に関する諸活動

(委員会の構成)

- 第30条 広報委員会は、機構の組織構成、目的、評価基準、評価方法を理解した上で、広報の知識を有する看護学部等の教員と事務職員で構成する。
 - 2 広報委員会は、5名程度の委員をもって構成する。

(委員長)

第31条 広報委員会に委員長を置く。委員長は理事長が推薦し理事会において選任する。

(委員の選任)

第32条 広報委員会の委員は、広報委員会委員長が推薦し企画運営部会において選任する。

(任期)

- 第33条 広報委員会委員長及び委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。
 - 2 広報委員会委員が任期途中で退任した場合、欠員を補うために選任された委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第34条 広報委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。

(議長)

第35条 広報委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長が これにあたる。

(議事録)

第36条 広報委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 その他

(改正)

- 第37条 この企画運営基本原則の改正は、総合評価部会の発議に基づき理事会において行う。 附則
 - 1. 本基本原則は、2019年2月8日に制定し、同日より施行する。

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構定款第56条第2項に基づいて定める。

(会員の種類)

- 第2条 この法人の会員は次の2種とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した看護系大学。
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した看護者の育成を支援する団体。

(資格)

- 第3条 正会員は、この法人の事業を支える看護系大学であって、所定の入会申請を行い、理事会 においてその入会が承認されなければならない。
- 2 賛助会員は、この法人の事業を賛助する看護者の育成を支援する団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

(入会手続き)

- 第4条 入会を希望する者は、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。
- 2 受理した入会申請書はこの法人で保管するものとする。
- 3 入会が承認された会員には、理事長名で会員承諾書(発刊番号付)を発行する。

(退会)

第5条 正会員または賛助会員がこの法人から任意に退会しようとするときは、退会を希望する3 か月前までに、この法人の理事長宛に退会届を提出しなければならない。

(会費)

- 第6条 正会員および賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。
- 2 会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。
- 3 正会員の会費は、年間10万円とする。
- 4 賛助会員の会費は、一口30万円、一口以上とする。
- 5 納入済みの会費は、特段の理由がない限り返還しない。

(変更)

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規程は、2018年11月5日から施行する。

3月23日 JANPU 会員校向け説明会

2018 年 3 月 23 日、毎年年度末に開催される JANPU 説明会・研修会で、本機構の説明をする機会を得た。説明内容は以下のように構成し、1)にそれまでに寄せられた会員校からの質問への回答を盛り込むようにした。

- 1) 本機構が行う、分野別評価とは
- 2) 理事会·評議員会報告
- 3) 試行評価対象校の募集について
- 4) 評価員研修について
- 5) 予算案について (100 校、150 校の場合)
- 6) 今後のスケジュールについて



- 1.本機構が行う、分野別評価とは
- 2.理事会 · 評議員会報告
- 3.試行評価対象校の募集について
- 4.評価員研修について
- 5. 予算案について(100校、150校の場合)
- 6.今後のスケジュールについて

2

2019年3月23日JABNE説明会資料

1.本機構が行う 看護学教育分野別評価とは 皆さんの質問にお答えする形で

日本看護学教育評価機構 代表理事 高田 早苗

機関別評価機構と分野別評価 機構はどう違うのか?

- 一機関別評価と分野別評価
- 一評価機構の違い

4

高等教育における質保証: 機関別評価と分野別評価

- ◆2004年機関別認証評価開始:法律で義務化 「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の<u>総合的</u>な状況」について、1回/7年以内 評価を受けることの義務化
- ◆第3者機関による適格認定の性質 国の認証を受けた機関が定める評価基準に、各大学が適合し ているかについての、適格認定を受ける
- ◆大学の自己点検・評価に基づく 各大学の自己点検・評価に基づき実施する、大学の質向上へ

日本の高等教育における動向

2008年

中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」

- 高等教育のグローバル化が進む中、学習成果を重視する国際的な流れを 踏まえながら、我が国の学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の 充実を図っていく必要性
- →教育の質保証システムの在り方に関する提言
- →「学士力」が提示されるも、それだけでは実際の教育課程への対応性という意味で大きな制約がある

日本学術会議

2010年

「大学教育の分野別質保証の在り方について」

- 分野別に学士課程教育の質保証を図る枠組みを構築することが必要
- →法学分野、理工農系分野、生物学分野等をはじめとして、各分野では質保証に向けた取り組みが開始(当該分野のカリキュラム編成参照基準)
- →医療系でも薬学分野、医学分野ではすでに取り組みが開始

6

分野別評価への着目

▶教育組織中心の考え方(設置基準)から、学位プログラム中心の考え方へ

学位:各学問分野

▶グローバル化への対応

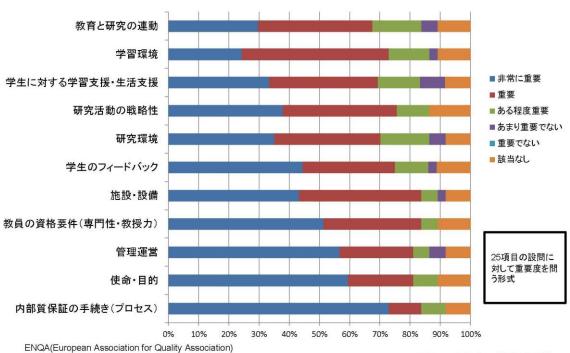
例: JABEE、医学教育

▶専門職業人育成の教育(例:専門職大学院)

質保証の観点からモデル・コア・コンピテンシー等の策定・・・職能団体学会等との協力連携のもと。専門職大学院は5年ごと、義務化。

- ▶ 看護学は、学部、学科、専攻・・・大学における位置 づけが多様・・・機関別では取り上げられないことも
- ▶ 教育課程、教授学習活動、学生成果に焦点!

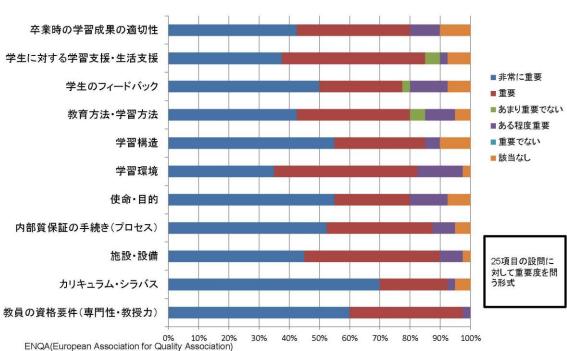
機関別評価における評価の視点



Quality Procedures in the European Higher Education Area and Beyond – Second ENQA Survey より (2008年調査 51機関から回答)

8

専門分野別評価における評価の視点



Quality Procedures in the European Higher Education Area and Beyond – Second ENQA Survey より(2008年調査 51機関から回答)

25項目重要度の回答比較

- •機関別評価
 - 1.内部質保証
 - 2.使命•目的
 - 3.管理運営
 - 4.教員の資格要件
 - 5.学生のフィードバック
 - 6.施設・設備
 - 7.研究活動の戦略性

- 分野別評価
 - 1.カリキュラム・シラバス
 - 2.教員の資格要件
 - 3.使命•目的
 - 4.学習構造
 - 5.内部質保証
 - 6.学生のフィードバック
 - 7.卒業時の学修成果

10

機関別評価と分野別評価

- ・「看護学教育評価システム」(平成30年10月) 参照
- 機関別評価:法律による一律義務化 分野別評価:各学問分野の主体的努力

(専門職大学院では義務化のように、特に専門職業人養成に携わる分野では質保証は社会的責任とみなされてきている)

評価機構の別

・義務化されている機関別評価を行う機関 国の認証を受けた第3者機関

公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援·学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構

- ・分野別評価を行う機関(例)
 - 一般社団法人 薬学教育評価機構
 - 一般社団法人 医学教育評価機構
 - 一般財団法人 日本助産評価機構(国の認証を受けている)
 - 一般社団法人 日本技術者教育認定機構(JABEE)

12

評価対象は? 免許取得との関連

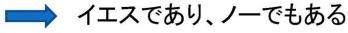
〇〇大学からの問い合わせ

看護師教育:〇〇大学××学部···学科 看護学専攻

助産師教育:同大学大学院△学総合研究科保健学専攻・・・分野

保健師教育:学部選択制から大学院教育へ

この場合、看護学教育評価機構の評価対象となるのは、「看護師教育:〇〇大学××学部・・・学科 看護学専攻」のみになるのか? 大学院で実施している助産師教育、現在準備中の保健師教育については評価対象にならないと理解してよいか?



当面は学士課程教育を対象とする。大学院の評価は評価事業が軌道に乗ってから実施。ただし、

看護学士教育 = 看護師教育 ではない!

学位(教育)プログラム:看護学士

- *2002年 21世紀の看護学教育(大学基準協会)
- •看護専門職として知識と技術を体得させ、卒業直後から指導や助言のもと に独力で看護ケアができる実力を付与する。
- ・看護学研究に関する思考力と創造性を養い、将来高度な専門職業人としての看護実践者または看護学研究者となるための基礎的能力を培う。
- * 看護学教育カリキュラムの前提
- (文科省 看護学教育のあり方に関する検討会 2004 JANPUコアコンピテンシーと卒業時到達目標 2018において確認、p5)
- 1)保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程である
- 2)看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程である
- 5)教養教育が基盤に位置付けられた課程である

14

学士教育と免許教育

- ・日本学術会議参照基準 7 看護学を学修して修得できる主な資格と能力 社会の中で専門職業人として機能する人材の育成もまた看護学教育の使 命である。保健師助産師看護師学校養成所指定規則で示された教育課程 を修めることにより、卒業生は、国家試験受験資格を得て国家試験を受験 し合格すれば免許を取得する。学士課程教育としての看護学教育は、さら に学問としての発展を志向する教育として、各大学の独自性・創造性を盛り 込んだ内容が期待される。
- ・JANPU2008 看護学教育に関する見解3)看護学教育を担う大学の自治 大学は、学問や教育における自律性を有して・・・。看護系大学も、学術や 社会の変化に対応して、自らを進化させていく必要がある。助産師教育は 学士課程養成、専門職大学院、修士課程、さらに大学専攻科など、多様に なっている。保健師教育のあり方についても、こうした多様性を追求する議 論が真摯に行われている・・・。本協議会は、・・・各大学が理念を明確にし、 自らの責任において行う意思決定や教育課程編成を行うことを尊重するも のである。

学士課程教育プログラムの評価

- 免許受験資格、指定規則充足は一つの要素であり、すべてではない。
- ・受審大学がどのような理念のもとに、ポリシーを定め、免許受 験資格に結び付く教育課程を準備しているのか、学ぶ学生や 社会にとってどうか、といった点を評価していくことになる。

評価基準

1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

当該大学の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーと一貫する、看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、独自の教育課程の枠組みができていること

16

2. 教育課程における教育・学習活動

教育課程の枠組みに沿った教科目が配置され、その内容、担当 する教員、教育方法が適切であり、学生が自ら学習できる環境が 整っていること。

3. 教育課程の評価と改革

各教科目及び教育課程に対する評価を組織的に調査し、評価 結果に基づき継続的に改善する体制が整っており、改善・改革が 実施されていること。

4. 入学者選抜

看護学学士課程の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーに 賛同して学修を希望する入学生を獲得するために、アドミッション・ ポリシーを明示し、それに合った入学者選抜を行っていること。

その他の疑問・質問

機構設立記念講演会の説明の中で、「機関別評価受審の翌年に分 野別評価を受けるとよい」と言っていた、その意味は?

機関別と分野別は焦点が異なるとはいえ、重なりもある。大学の規模によるが、自己点検評価報告書の一部は、機関別評価提出の内容を活用できる可能性があるので、翌年に受けると評価負担の軽減が期待できる。各大学で判断を。

・<u>短期大学は対象となるのか?</u> なりますが、開始時期は、ずれます 定款第3条:・・・日本の大学における看護学教育の質・・・

学校教育法が定める目的が異なる。 評価基準を変える必要 (83条)大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(108条)・・・深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。(短期大学)

18

JANPUの会員校は、JABNEへの入会はMUSTか?

MUSTではないが、機構設置はJANPUの機関決定。医学・薬学は全て入会している。社会的責任を果たすためにも、看護学教育を担う大学として一致して分野別評価で質の保証を図りたい。

<u>分野別評価は7年サイクルで決定か?</u>

現在はその考えであるが、試行評価・本評価の実施の中で必要があれば、再検討していく。

10万円(会費)は払えるか、と教員から問われるが

<u>(事務職)</u> ➡️ 捻出をお願いします!

年会費 看護10万円 薬学80万円 医学100万円

入会金 0 90万円 50万円 受審料 150万円 350万円 385万円

2. 理事会、評議員会報告(2019年2月8日開催)

- 1. 理事3名を増員
- 2. 業務執行理事2名を選任
- 3. 「評価事業」基本原則と「企画運営」基本原則を制定
- 4. 2つの部会(総合評価部会と企画運営部会)と その下部に組織される7つの委員会の担当と構成員を 決定
- 5. 入会と会費納入の時期とプロセスを最終確認
- 6. 次年度の事業活動計画と予算案の策定

20

理事3名の増員の承認(評議員会)

- ·小山田 恭子(聖路加国際大学) 総務·渉外担当理事
- •石井 邦子(千葉県立保健医療大学) 財務担当理事
- •佐々木 幾美(日本赤十字看護大学) 広報担当理事

JABNE理事13名·監事2名:担当業務

代表理事	高田早苗	● 企画運営部会
業務執行理事	井上智子	◎ 評価委員会
理事	武田利明	〇 評価委員会
理事	尾形由起子	評価委員会
業務執行理事	菱沼典子	◎ 評価基準検討委員会
理事	秋元典子	〇 評価基準検討委員会
理事	岸田佐智	評価基準検討委員会
理事	北川眞理子	◎ 評価員研修委員会
理事	原祥子	〇 評価員研修委員会
理事	大日向輝美	◎ 異議審査委員会
理事	小山田恭子	◎ 総務・渉外委員会
理事	石井邦子	◎ 財務委員会
理事	佐々木幾美	◎ 広報委員会
監事	石垣和子	
監事	鈴木志津枝	

注)●部会長、◎委員長、○副委員長

22

3. 試行評価対象校の募集について

- ・2020年度 試行評価 3~4校(予定) 75万円・認証 対象校:完成年次を迎えている、会員手続きを終了している、 機関別評価受審を経験していること
- 2019年4月募集 5月中旬 決定6月 試行大学説明 ~~大学側報告書作成準備
- 2020年1月 評価チーム決定(1チーム3名評価員)
- 2020年4月 試行大学 自己点検評価報告書等提出
- 5月~6月 評価チーム 書面調査
- 7月 試行大学へ 質問・追加資料請求
- 8月 試行大学 回答•資料提出
- 10月 実地調査(1日の予定)

- 11月 評価チーム 評価結果報告書原案作成12月 評価委員会 原案について審議、 評価結果報告書(案)作成 試行大学へ提示
- 2021年1月 試行大学 意見申し立て(機会)評価委員会 意見申し立てに対する検討・回答 評価結果報告書修正

2月 総合評価部会 評価結果報告書確定 試行大学へ 評価結果報告書 提出

評価基準検討委員会

*評価チーム・試行受審校へのヒヤリング実施

*評価基準·要項改訂案

総合評価部会

*評価基準・要項改訂の確定

1月 2021年度要項作成(第2版) 本評価実施へ

24

4. 評価員研修について

・基礎研修と審査前研修の2本立て

基礎研修:機関別評価と分野別評価、評価基準等について基礎的理解を得る研修、

半日程度、ブロック別に開催、9~10月頃を予定 修了者は、評価員登録へ

審査前研修:登録された者が年度の評価員として分野別評価 に携わる前に受ける実践的研修 半日程度、東京で開催、3~4月頃を予定

学部長等、教育責任者へのお願い

基礎研修受講者の推薦:①機関別評価員経験者、②学科長、教務委員長経験者等、看護学教育の全体がわかる人

5. 予算案①(会員校100校の場合)

科目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備考
T IV A D SE	人云阴炻	熱打評伽	<u> </u>	◆計Ⅲ2平日	COMMS 27
11. 繰越					
前年度繰越金	22, 000, 000	13, 575, 000	8, 620, 000	4, 860, 000	2018年の収入はJANPUからの出資金3,000 万円、年度末で2,200万円の残高
2. 会費収入					
	10, 000, 000	11, 000, 000	12, 000, 000	13,000,000	会費10万円×会員校数。
審査料	-	3, 000, 000	10, 500, 000	31, 500, 000	2020年度は試行評価 (75万円×4枚)。 2021年度から本評価を7枚から開始。 2022年度から本評価21枚(1ブロック3 校)
収入合計	32, 020, 000	27, 645, 000	31, 220, 000	49, 570, 000	
Ⅱ. 支出の部 1. 事業費 (会議・委員会関連)					
	3, 690, 000	3, 990, 000	4, 290, 000	4, 490, 000	
	入会開始				
収入の部 投口 大会開始 試行評価 本評評価 本評価2年目 独考 大会開始 技行評価 本評価2年目 独考 大会開始 大会開始 大会開始 大会開始 大会開始 大会開始 大会開始 大会用以 大会用以 大会用以 大会用以 大会用以 大会用以 大会用以 大会用 大会和 大会和					
収入の部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
3. 管理費	1, 330, 000	2, 310, 000	2, 033, 000	3, 023, 000	
	5, 800, 000	5, 800, 000	12,000,000	18, 500, 000	2020年度まで正職員1人、2021年度から2 人、2020年度から3人
	•	water and the contract of the			
小計	10, 225, 000	10, 025, 000	16, 475, 000	23, 525, 000	
支出合計	18, 445, 000	19, 025, 000	26, 360, 000	34, 640, 000	
収支差額	13, 575, 000	8, 620, 000	4, 860, 000	14, 930, 000	

26

予算案②(会員校150校の場合)

科目	2019年度 入会開始	2020年度 試行評価	2021年度 本評評価	2022年度 本評価2年目	備考
I. 収入の部 1. 繰越					
前年度繰越金	22, 000, 000	18, 575, 000	12, 420, 000	7, 160, 000	2018年の収入はJANPUからの出資金3,000 万円、年度末で2,200万円の残高
2. 会費収入 会費	15, 000, 000	16, 000, 000	17, 000, 000	18, 000, 000	会費10万円×会員校数。
3. 評価審査料収入					 2020年度は試行評価(75万円×4校)。
審査料	-	3, 000, 000	10, 500, 000	31 500 000	2021年度から本評価を <mark>7枚</mark> から開始。 2022年度から本評価21枚(1ブロック3 校)
収入合計	37, 020, 000	37, 645, 000	40, 020, 000	56, 870, 000	
II. 支出の部 1. 事業費 (会議・委員会関連)					
小計	3, 690, 000	3, 990, 000	4, 290, 000	4, 490, 000	
(広報、評価管理システム) 小計	3, 200, 000	2, 700, 000	2, 700, 000	1, 000, 000	
2. 評価事業費					
小計	1, 330, 000	2, 310, 000	2,895,000	5, 625, 000	
3. 管理費 <mark>人件費 (社会保険料等を含む)</mark>	5, 800, 000	12, 000, 000	18, 500, 000	18, 500, 000	2019年度は正職員1人、2020年度は2 人、2021年度から3人
		ì	金中省略		
小計	10, 225, 000	16, 225, 000	22, 975, 000	23, 525, 000	
支出合計	18, 445, 000	25, 225, 000	32, 860, 000	34, 640, 000	
収支差額	18, 575, 000	12, 420, 000	7, 160, 000	22, 230, 000	

6. JABNE 今後のスケジュールについて

- 2018年11月 機構設立
- 2019年3月23日(土) JANPU説明会 (一橋講堂)1時間 機構についての説明
- ・2019年 会員募集5月末 評価基準、評価ハンドブック v1 完成 試行評価受審校 説明会 評価者研修 開催
- ・2020年 分野別評価の試行 3~4校を予定 75万円 ヒヤリング等を経て評価基準・評価ハンドブック修正 大学向け説明会・受審校募集・報告書作成相談
- ・2021年 分野別評価の実施

決 算 報 告 書

(第1期)

自 平成30年10月15日 至 平成31年3月31日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

貸借対照表 平成31年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	当年度 (平成30年度)	前年度 (平成29年度)	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	81,396	0	81,396
普通預金	22,968,835	0	22,968,835
流動資産合計	23,050,231	0	23,050,231
資産の部合計	23,050,231	0	23,050,231

貸借対照表 平成31年3月31日現在

(単位·円)

		业在曲	前左曲	(単位:円)
	勘定科目	当年度 (平成30年度)	前年度 (平成29年度)	増減
I	資産の部			
	1. 流動資産			
	現金	81,396	0	81,396
	普通預金	22,968,835	0	22,968,835
	流動資産合計	23,050,231	0	23,050,231
	資産の部合計	23,050,231	0	23,050,231
П	負債の部			
	1. 流動負債			
	未払金※1	1,684,613	0	1,684,613
	未払法人税等※2	29,100	0	29,100
	預り金※3	5,513	0	5,513
	前受金※4	100,000	0	100,000
	流動負債合計	1,819,226	0	1,819,226
	負債の部合計	1,819,226	0	1,819,226
Ш	正味財産の部			
	1.指定正味財産			
	指定正味財産	0	0	0
	指定正味財産合計	0	0	0
	2.一般正味財産			
	一般正味財産	21,231,005	0	21,231,005
	一般正味財産合計	21,231,005	0	21,231,005
	正味財産の部合計	21,231,005	0	21,231,005
	負債及び正味財産合計	23,050,231	0	23,050,231

【貸借対照表注記】

- ※1 未払金の詳細については、70ページ「財産目録」を参照
- ※2 都税※3 平成31年1-3月期の司法書士と税理士の源泉所得税※4 2019年度年会費(昭和大学)の前受金

正味財産増減計算書 平成30年10月15日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

勘定科目	当年度 (平成30年度)	前年度 (平成29年度)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
受取会費※1	300,000	0	300,000
事業収入	800,000	0	800,000
その他収入※2	800,000	0	800,000
諸収入	60	0	60
受取預金利息	60	0	60
経常収益計	1,100,060	0	1,100,060
(2)経常費用			
①事業費	5,840,006	0	5,840,006
給与	99,000	0	99,000
印刷製本費※3	542,395	0	542,395
旅費交通費	1,061,162	0	1,061,162
通信運搬費	54,037	0	54,037
賃借料※4	507,152	0	507,152
消耗品費	84,780	0	84,780
租税公課※5	22,480	0	22,480
サイト運営費	84,240	0	84,240
謝金※6	1,556,402	0	1,556,402
支払手数料	15,807	0	15,807
委託費※7	1,698,554	0	1,698,554
会議費	113,997	0	113,997
管理費振替	0	0	0
②管理費	1,764,462	0	1,764,462
印刷製本費	55,571	0	55,571
旅費交通費	5,056	0	5,056
通信運搬費	106,261	0	106,261
賃借料※8	422,836	0	422,836
消耗品費※9	543,270	0	543,270
租税公課※10	7,700	0	7,700
サイト運営費	15,120	0	15,120
支払手数料	3,848	0	3,848
委託費※11	604,800	0	604,800
管理費振替	0	0	0
経常費用計	7,604,468	0	7,604,468
当期経常増減額	-6,504,408	0	-6,504,408

勘定科目	当年度 (平成30年度)	前年度 (平成29年度)	増減
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収入	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0
(2)経常外費用	2,235,487	0	2,235,487
開業費償却※12	2,235,487	0	2,235,487
過年度損益修正損	0	0	0
当期経常外増減額	-2,235,487	0	-2,235,487
税引前当期一般財産増減額	-8,739,895	0	-8,739,895
法人税、住民税及び事業税	29,100	0	29,100
当期一般正味財産増減額	-8,768,995	0	-8,768,995
一般正味財産期首残高	30,000,000	0	30,000,000
一般正味財産期末残高	21,231,005	0	21,231,005
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期正味財産增減額	0	0	0
正味財産期首残高	0	0	0
正味財産期末残高	0	0	0
皿 正味財産期末残高	21,231,005	0	21,231,005

【正味財産増減計算書注記】

- ※1 賛助会員1社(医学書院)の会費収入
- ※2 平成30年11月5日開催のJABNE設立記念講演会のWEB視聴代金の収入
- ※3 平成30年11月5日開催のJABNE設立記念講演会プログラムや資料と2月8日開催の理事会資料の印刷コピー代
- ※4 設立記念講演会や3月23日開催の説明会の会場費と、WEB会議システムの利用料
- ※5 法人登記の登録免許税及び印紙税とロゴマークの登録料
- ※6 設立記念講演会に招聘したCCNE理事関連の費用(コンサルティング料、旅費など)
- ※7 設立記念講演会の招聘関連費用(同時通訳システムと音響会社)、設立記念講演会動画撮影・編集費用等
- ※8 7階会議室賃借料、サーバーならびにウィルスチェックソフトウエアのリース代
- ※9 事務局用の机、パソコン、ハードディスク、文具など
- ※10 銀行口座開設や社会保険料等初期登録に必要な履歴事項全部証明証等の発行のための印紙代
- ※11 税理士/司法書士/システム管理・機器設置会社への委託費
- ※12 日本看護系大学協議が立替払いしていた本機構の設立準備金(平成28年7月から平成30年10月14日)

財務諸表に対する注記

1重要な会計方針

- ① 会計方針 「公益法人会計基準」(平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- ② 消費税等の会計処理 消費税の会計処理は税込方式によっている。
- ③ 固定資産の減価償却について その他の資産 器具及び備品については定率法により、ソフトウエアについては定額法により実施している。

財産目録 平成31年3月31日現在

(単位:円)

勘定科目		金額	(半位.口/
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	81,396		
事務局	81,396		
普通預金	22,968,835		
ジャパンネット銀行 ビジネス営業部 普通2XXXXXX	14,431,723		
三井住友銀行 神田駅前支店 普通1XXXXXX	8,537,112		
流動資産合計		23,050,231	
資産の部合計			23,050,231
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,684,613		
3月分 アルバイト代及びアルバイト交通費	23,070		
各委員会 個人立替交通費等	26,560		
庭野税理士 1~3月分作業料他	93,960		
大塚商会 スチール収納庫代	19,980		
ヨシダエキスプレス 荷物運搬代	9,072		
ピーシーサポートサービス ノートPC購入他	506,217		
三条写植 名刺代	7,560		
升本フーズ 3/23 弁当代	16,200		
ドリッパーズコーヒーサービス 3/23 コーヒー代	4,400		
アカリデ ホームページ修正料	9,720		
NTTファイナンス 3月分電話代	9,028		
日本看護系大学協議会 大塚商会立替払分	402,782		
日本看護系大学協議会 7階会議室立替払分	324,000		
日本看護系大学協議会 郵便代立替払分	245		
日本看護系大学協議会 カウネット立替払分	62,208		
日本看護系大学協議会 3/23説明会立替払分	169,611		
未払法人税等	29,100		
H30.10.15~H31.03.31 都民税均等割	29,100		
預り金	5,513		
源泉所得税 1~3月分	5,513		
前受金	100,000		
2019年度年会費 昭和大学	100,000		
流動負債合計		1,819,226	
負債の部合計			1,819,226

勘定科目		金額	
Ⅲ 正味財産の部			
一般正味財産	21,231,005		
一般正味財産	21,231,005		
一般正味財産合計		21,231,005	
正味財産の部合計			21,231,005
負債及び正味財産合計			23,050,231

貸借対照表内訳表 平成31年3月31日現在

					(単位:円)
勘定科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金			81,396		81,396
普通預金			22,968,835		22,968,835
流動資産合計	0	0	23,050,231	0	23,050,231
資産の部合計	0	0	23,050,231	0	23,050,231
Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
未払金			1,684,613		1,684,613
未払法人税等			29,100		29,100
預り金			5,513		5,513
前受金			100,000		100,000
流動負債合計	0	0	1,819,226	0	1,819,226
負債の部合計	0	0	1,819,226	0	1,819,226
皿 正味財産の部					
1.指定正味財産					
指定正味財産の部合計	0	0	0	0	0
2.一般正味財産					
一般正味財産			21,231,005		21,231,005
一般正味財産の部合計	0	0	21,231,005	0	21,231,005
正味財産の部合計	0	0	21,231,005	0	21,231,005
負債及び正味財産合計	0	0	23,050,231	0	23,050,231

						春内訳表 31年3月31日まで					
	勘定科目					4	à並目的事業会 !	H			
一般正味財産増加	飲物	評議員会	理事会及び監	説明会	総合評価部会	評価委員会	評価基準検討	評価者研修員	具體審査委員	総合評価部会	企業運営
			*				委員会	•	*	共通	
 経常増減の部 (1)経常収益 											
受取会费											
事業収入	その他収入	0	0	0	0	0	0	0	۰	0	
蓄収入	その他収入	0	0	0	0		0	0		0	
	受取預金利息										
	雑収入										
経常収益計 (2)経常費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
①事業費		216,832	716,717	4,408,313	0	14,532	113,187	0	0	0	
	役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0		
	給与 福利厚生費	0	0	99,000	0	0	0	0	0		
	印刷製本費	0	7,560	534,835	0	0		0	0		
	旅費交通費	93,710	408,900	452,080	0	2,172		o	0	0	
	通信運搬費 交際費	29,085	220	24,625	0	0		0	0		
	文际女 賃借料	93,767	187,534	225,851	0	0		0	0		
	支払保険料	0	0	0	0	0	0	o	0	0	
	水道光熱費	0	0	0	0	0		0	0		
	消耗品費 租税公課	0	19,980 10,480	64,800	0	0		0	0		
	サイト運営費	0	0	84,240	0	0		0	0		
	謝金	0	0	1,556,402	0	0	0	0	0	0	
	支払手数料	270	1,522	13,070	0	0		0	0		
	委託費会議費	0	56,160 24,361	1,284,374 69,036	0	12,360		0	0		
	諸会費	0	0	0	0	0		0	0		
	広報活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	0	0		0	0		
	管理費振替 共通費振替	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
②管理費		0	o				0	0		0	
	給与										
	福利厚生費退職金掛金										
	印刷製本費										
	旅費交通費										
	通信運搬費										
	交際費 賃借料										
	支払保険料										
	水道光熱費										
	消耗品費										
	租税公課サイト運営費										
	支払手数料										
	委託費										
	会議費諸会費										
	請会費 管理費振替										
経常費用計		216,832	716,717	4,408,313	0	14,532	113,187	0			
当期経常		-216,832	-716,717	-4,408,313	0	-14,532	-113,187	0	0	0	
 経常外増減の音 (1)経常外収入 	5	0	0	0	0		0	0		0	
いっぱかが収入	過年度損益修正益			U	·	"			"		
(2)経常外費用		0	o	0	0	o	0	0	0	0	
	雑損失										
	開業費償却 過年度損益修正損										
当期経常		0	o	0	0	0	0	0			
	朝一般財產增減額	-216,832	-718,717	-4,408,313	0		-113,187	0	0	0	
	主民税及び事業税										
	正味財産増減額 財産期首残高	-216,832	-716,717	-4,408,313	0	-14,532	-113,187	0	•	0	
	₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三 ₩ 三										
指定正味財産増加											
	正味財産増減額										
労売で味り	財産期首残高									1	
	財産期末残高										

				止味期 平成30年10	産増減計 月15日から平成	「書内訳表 31年3月31日まで	:				
	勘定科目		4	公益目的事業会	+		ı	収益事業等会計			
一般正味財産増加	食の部	財務委員会	広報委員会	企画運営部会 共通	共通	小計	評価事業	共通	ሳዝ	法人会計	内部取引
. 経常増減の部											
(1)経常収益						_			_		
受取会費 事業収入					0	0			0		
**4^	その他収入	"		"	·	0	۰	Ů	0	800,000	
蓄収入		0	0	0	0	o	0	0		60	
	受取預金利息					0			0	60	
	雑収入					0			0		
経常収益計		0	0	0	0		0	0	0	1,100,060	
(2)経常費用		0	070 405		0	0	0		0		
少季果 其	役員報酬	0	370,425		0	.,	,	١	0		
	給与	0		0	0				0		
	福利厚生費	0	0	0	0				0		
	印刷製本費	0	0	0	0	542,395			0		
	旅費交通費	0	0	0	0	1,061,162			0		
	通信運搬費	0		0	0				0		
	交際費	0		0	0				0		
	賃借料 支払保険料	0	-	0	0				0		
	文払保険料 水道光熱費	0		0	0				0		
	消耗品費	0		0	0				0		
	租税公課	0	12,000	0	0				0		
	サイト運営費	0	0	0	0	84,240			0		
	謝金	0	0	0	0	1,556,402			0		
	支払手数料	0	405	0	0				0		
	委託費	0	,	0	0				0		
	会議費	0	-	0	0				0		
	諸会費 広報活動費	0	0	0	0				0		
	減価償却費	0		0	0				0		
	管理費振替	0		0	0				0		
	共通費振替	0	0	0	0				0		
②管理費		0	0	0	0	0	0	0	0	1,764,462	
	給与					0			0		
	福利厚生費					0			0		
	退職金掛金					0			0		
	印刷製本費					0			0		
	旅費交通費 通信運搬費								0		
	交際費								0	100,201	
	賃借料								0	422,836	
	支払保険料					0			0		
	水道光熱費					0			0		
	消耗品費					0			0		
	租税公課					0			0		
	サイト運営費					0			0		
	支払手数料 委託費					0			0		
	会議費								0	004,000	
	諸会費								0		
	管理費振替					0			0		
经常费用計		0	370,425	0	0	5,840,006	0	0	0	1,764,462	
当期経常		0	-370,425	0	0	-5,840,006	0	0	0	-664,402	
経常外増減の部	1										
(1)経常外収入	10 fe de 10 4 11 - 11	0	0	٥	0			0	0		
(2)経常外費用	過年度損益修正益	0		_	_	0	0	اً	0		
(4)転帯外質用	雑損失	"	"	0	0	0	"	0	0		
	和損失 開業費價却					"			0		
	過年度損益修正損								0		
当期経常		0	0	0	0	0	0	0	0		
税引前当	期一般財産増減額	0	-370,425	0	0	-5,840,006	0	0	0	-2,899,889	
	E民税及び事業税					0			0		
	正味財產增減額	0	-370,425	0	0		0		0		
	財産期首務高					0	0	0	0		
	財産期末残高 * 0.49					-5,840,006	0	0	0	27,071,011	
定正味財産増加 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						_		اہ	_	.	
	正味財産増減額 財産期首残高					0	0	0	0	•	
	V 医州自然向 財産期末残高					"			0		
18 C = 40	**************************************					-5,840,006		0	0		

監查報告書

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 代表理事 高田 早苗 殿

2019年 5月17日

一般財団法人 日本看護学教育評価機構

監事 后垣和子靈

私は、定款の規定に基づき平成30年10月15日から平成31年3月31日までの 平成30年度における会計および業務の監査を行い、次の通り報告する。

1. 監査方法の概要

- 1)会計監査については、出納帳ならびに関係書類の突合せや閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の記載事項を調査検討した。
- 2) 業務監査については、理事会およびその他の会議に出席し、理事からの業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて理事の業務執行の状況を調査検討した。

2. 監查意見

- 1) 収支計算書、貸借対照表、財産目録および正味財産増減計算書は、会計の出納帳の記載金額と一致し、収支状況および財産目録を正しく示していると認める。
- 2) 事業報告の内容は真実であると認める。
- 3) 理事の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは会則に違反する事実はない と認める。

事務職員雇用、事務所開設について

1) 事務職員雇用

2019年4月より本法人:一般財団法人日本看護学教育評価機構(以下、JABNE)専任事務職員として吉井真美氏を1名雇用する。また、出資者である一般社団法人日本看護系大学協議会(以下、JANPU)は事務職員として、2019年4月にフルタイム職員1名、2019年3月にパート1名の計2名を雇用して2019年4月よりJANPU事務局は7名体制となる(フルタイム4名、パート3名)。JANPUに4月入社予定の亀山智子氏は、JABNEに出向しての勤務となることを前提として雇用となる。

JABNE 専任事務職員 1 名と JANPU 事務職員 7 名、計8 名で JABNE の事務業務に従事していく。

2) 事務所開設

東京都千代田区内神田 2-11-5 大澤ビル 7 階に主たる事務所を置く。JABNE は 2018 年 10 月 15 日に法人設立を行い、2018 年 11 月 5 日開催の JABNE 設立記念講演会に向けて、ネットワークならびに通信回線(電話、ホームページ等)を開設し、2019 年 3 月末までに代表理事と専任事務職員用の机や椅子、パソコン等の備品や環境を準備・設置した。

大澤ビル7階は JANPU がビル所有者と賃貸契約している物件であり、7階に JABNE が同居して使用する旨を「同居会社に関する覚書」としてビル所有者と JANPU との間で 2018年 10月15日に交わしている。また、2019年4月1日付に JABNE(賃借人)と JANPU(賃貸人)との間で、月100,000円(別途消費税加算)の賃料で事務所賃貸借契約書を締結した。

一般社団法人 日本看護系大学協議会 会員校代表者(=社員)各位

> 一般財団法人 日本看護学教育評価機構 代表理事 高田早苗



一般財団法人 日本看護学教育評価機構 2019 年度入会のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より日本看護学教育評価機構ならびに 日本看護系大学協議会の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本看護学教育評価機構は、看護学という専門分野の特性を踏まえた分野別評価を行うことにより、看護学教育の質の改善・向上を目指すべきであるという考えのもと、日本看護系大学協議会により2018年10月15日に設立されました。

本機構は、下記の目的を達成するために、看護学分野別評価事業を通して、各大学がより良い教育を推進し、人々の健康と生活を支える看護専門職を社会に送り出すことを支援していく所存です。

目的: 日本の大学における看護学教育の質を保証するために、看護学教育プログラムの公正かつ 適正な評価等を行い、教育研究活動の充実と向上を図ることを通して、国民の保健医療福 祉に貢献すること。

事業: 1) 看護学教育プログラムの評価事業

- 2) 看護学教育プログラムの評価基準の作成及び改訂
- 3) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する支援事業
- 4) 看護学教育プログラムの充実・向上に関する調査研究
- 5) 看護学教育評価に関する広報活動
- 6) 関連諸団体との連携事業

つきましては、日本看護系大学協議会会員校の皆様に本機構へご理解とご協力を賜りたく、ご検 討の上、ご加入くださいますようお願い申し上げます。

なお、2019 年度のご入会は、添付の様式により「入会申請書」をご記入の上、同封の返信用封筒で4月22日(月)までに本機構事務局にお送りください。尚、期限に間に合わない場合は事前にご連絡いただければと存じます。

本機構の会員の資格、会費その他につきましては、2018年11月5日(月)開催の設立記念講演会で配布いたしました「看護学教育評価システム」(https://jabne.or.jp/file/hyouka_system.pdf)の定款、会員規程等をご参照ください。

なお、「日本看護学教育評価機構説明会」を3月23日(土)10時から、一橋大学一橋講堂(住所: 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター内)で開催する予定でございます。今後のスケジュールや評価の詳細につきましてご説明いたしますので、是非ご出席ください。

(http://www.janpu.or.jp/file/20190323seminar-No.47.pdf)

年度末のお忙しい時期とは存じますが、ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

◆2019 年度入会の流れ◆

1. 入会申込〆切: <u>2019 年 4 月 22 日(月)</u>

2. 理事会承認時期: 入会申請書が届き次第速やかに承認

3. 会費納入期限: 2019年6月28日(金)、会費 100,000円

※1. 3. の期限に間に合わない場合は、事前に下記までご連絡ください。

≪2019 年度 会費の納入につきまして≫

早速ではございますが、日本看護学教育評価機構にご加入いただけます会員校様へ、会費の納入につきましてお知らせ申し上げます。会員規程第6条(会費)に従い、2019年度会費100,000円を6月28日(金)までに、会員校様のご都合に合わせて下記3つのいずれかの口座へお振り込みくださいますようお願い致します。

なお、入金確認の円滑化のため、出来る限り郵便振込取扱票をご利用いただけますと幸甚に存じます。銀行振込の場合、学校名が確認できないケースがございますので、やむを得ず銀行振込をご利用される場合や納入期限に間に合わない場合は、お手数とは存じますが、お振込の日時を本機構事務局宛にメールあるいはFAXでお知らせください。

また、恐れ入りますが会費納入確認のために、JANPU会員校の学校コード(4桁)を明記してご送金くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。請求書、領収書がご必要の場合は、本機構事務局までご連絡ください。

【郵便振込取扱票をご利用の場合】

振込先	口座番号			
ゆうちょ銀行	00180-5-421122			
口座名称				
いっぱんざいだんほうじん にほんかんこがくきょういくひょうかきこう 一般財団法人 日本看護学教育評価機構				

【銀行振込をご利用の場合①】

振込先銀行/コード	支店/コード	科目	口座番号		
ジャパンネット銀行(0033)	ビジネス営業部 (005)	普通 (フツウ)	2063209		
口座名称					
いっぱんざいだんほうじん にほんかんごがくきょういくひょうかきこう 一般財団法人 日本看護学教育評価機構					

【銀行振込をご利用の場合②】

振込先銀行/コード	支店/コード	科目	口座番号		
三井住友銀行(0009)	神田駅前支店(220)	普通 (フツウ)	1949300		
口座名称					
いっぱんざいだんほうじん にほんかんごがくきょういくひょうかきこう 一般財団法人 日本看護学教育評価機構					

事務局連絡先:

一般財団法人 日本看護学教育評価機構 事務局 〒101-0047

東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル7階 電話番号:03-3526-2436、 FAX 番号:03-3526-2437

E-mail: office@jabne.or.jp

80